

学 生 便 覧

令和8年度



専門
学校 浜松工科自動車大学校

目 次

「夢の実現に向けて」	校長 濱崎 貴史
学 校 理 念	
沿 革	
1 . 学 則 < 抜 粹 >	1-1
2 . 年 間 行 事 計 画	2-1
3 . 教 務 規 定	3-1
4 . 自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科	
(1) 教育目標・内容	4-1
(2) 資格取得目標	4-2
(3) 教育課程表	4-5
(4) 科目および講義内容	4-7
5 . 自 動 車 整 備 科	
(1) 教育目標・内容	5-1
(2) 資格取得目標	5-2
(3) 教育課程表	5-4
(4) 科目および講義内容	5-5
6 . 国 際 オ ー ト メ カ ニ ッ ク 科	
(1) 教育目標・内容	6-1
(2) 資格取得目標	6-2
(3) 教育課程表	6-3
(4) 科目および講義内容	6-4
7 . 学 生 生 活	
(1) 学生心得	7-1
(2) 通学方法、駐輪場等	7-3
(3) 学生の懲戒	7-3
(4) 学生自治会およびその活動	7-4
(5) 学生証	7-5
(6) 届け出事項	7-5
(7) 施設の利用	7-6
(8) 下宿費用補助制度	7-6
(9) 保健	7-6
(10) 奨学金制度	7-6
(11) 授業料等納入方法	7-6
(12) 各種証明書等	7-7
(13) 学生用クレジットローンについて	7-7
8 . 進 路 指 導	8-1

9. 後援会	9-1
10. 同窓会	9-1
11. 地震及び地震情報に対する学校の対応	11-1
12. 台風等で警報が発令されたときの対応	12-1

<巻末資料> 各種様式

『夢の実現に向けて』

校長 濱崎 貴史

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。皆さんの希望に満ちた前途を、専門学校浜松工科自動車大学校を代表して心からお祝いいたします。

当校の母体である学校法人静岡自動車学園は「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」という建学の理念に基づき、「社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成」を教育理念に掲げ、1956年に自動車整備士の養成を始めてから現在に至るまで、多くの自動車エンジニアを輩出してきました。

そして現在では、多くの先輩たちが静岡県自動車業界を支える人材として、業界の発展とクルマ社会の安全に貢献しています。

このような長い歴史の上に、2023年4月、当校は浜松市を中心とした静岡県西部地区の自動車業界を支えるエンジニアを育成するために開校しました。

当校の教育方針は、基礎・基本となる知識や技術を確実に身に着けることに重きをおきつつも、100年に1度の自動車テクノロジーの大変革期にも対応できるよう、最先端の教材、機器を揃え教育を行います。

また企業との産学連携を推進し、実際に整備に携わっているエンジニアから現場で必要とされる知識や技術を直接学ぶことができる企業連携実習など、企業との連携を図りながら実際の現場で役立つ内容も教育します。

そして、自動車エンジニアとして「国民の生命と安全を守る」といった崇高な使命を果たすため、「人間性の育成」にも力を入れて教育を行います。

私たち教職員は、日々の専門教育はもちろん、就職活動やクラブ活動においても皆さんを全力でバックアップし、将来社会で活躍できる人材に成長するよう熱意を持って教育活動に取り組みます。

皆さんは、このような学校教育の取り組みをとおして多くのことを学び、多くのことを経験し、将来への基礎固めを行うとともに、自動車エンジニアとして「国民の生命と安全を守る」という崇高な使命を果たすために、人として大きく成長して欲しいと願っています。

浜松工科自動車大学校でともに学び、皆さんの夢や目標を実現してください。

学 校 理 念

学校法人 静岡自動車学園 経営理念

技術者の育成をもって地域社会に貢献する

専門学校 浜松工科自動車大学校 教育理念

社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成

校章・マーク



HAT'S
Hamamatsu Professional College of Automobile Technology Sports

3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）

I. 専門学校浜松工科自動車大学の建学理念である「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」に基づき、「社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成」の教育理念を実践することにより、社会で活躍できる以下の能力を身につけ、学科の基準を満たした者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

「自動車」に関する専門知識を習得し、それらを活用し知恵に繋げることができる。

（２）思考・判断

「自動車」に関する課題に対しては、安全を第一に考え、論理的、創造的な思考により適切な状況判断ができる。

（３）関心・意欲

「自動車」に関する好奇心が旺盛でかつ向上心を持ち、それらの課題には意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

社会人として規律ある行動がとれ、誠実な姿勢で、目標を定めたら諦めず最後までやり抜くことができる。

（５）技能・表現

「自動車」に関する技術を有し、それらを実践できる。また、自分とは違う意見にも素直に耳を傾け、自分の意見を分かり易く伝えることができる。

I－1. 自動車システム工学科の卒業認定に関する方針

学校で定めた卒業認定の要件を受けて、自動車システム工学科が示す以下の知識及び能力を有する者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

国家一級自動車整備士として必要な自動車システムに関する専門知識を習得し、それらを自動車の点検、整備、総合診断などのプロセスに活用することができる。

（２）思考・判断

自動車システム全般において、環境及び安全に配慮し、論理的及び創造的な思考により、正しいプロセスで診断ができる。また、顧客対応を意識した思考、判断をすることができる。

（３）関心・意欲

自動車テクノロジーの進歩と社会ニーズの変化に常に関心を持ち、新しい知識・技術の習得にチャレンジするなど、向上心を持って意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

国家一級自動車整備士としての高い倫理観や責任感を持ち、コンプライアンスを順守することができる。また、組織活動においては、協調性ある態度で、状況に応じリーダーシップを発揮することができる。

（５）技能・表現

国家一級自動車整備士として必要な自動車システムに関する整備技術（点検・整備・総合診断）を有し、それらを安全かつ正しいプロセスで実践できる。また、顧客対応だけでなく、自動車システムの総合診断などに必要なコミュニケーション能力（問診、説明）を身につけている。

I－2. 自動車整備科の卒業認定に関する方針

学校で定めた卒業認定の要件を受けて、自動車整備科が示す以下の知識及び能力を有する者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

国家二級自動車整備士として必要な自動車の基本性能（走る・曲がる・止まる）に関する専門知識を習得し、それらを自動車の点検、整備、故障診断などに活用することができる。

（２）思考・判断

自動車の基本性能を踏まえ、安全に配慮し、論理的な思考により適切な判断ができる。

（３）関心・意欲

自動車テクノロジーの進歩と社会ニーズの変化に常に関心を持ち、新しい知識・技術の習得にチャレンジするなど、向上心を持って意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

国家二級自動車整備士としての倫理観や責任感を持ち、社会人として規律ある行動がとれる。また組織活動においては、誠実で協調性のある行動がとれる。

（５）技能・表現

国家二級自動車整備士として必要な自動車整備技術（点検・整備・故障診断）を有し、それらを安全に実践できる。また、組織や顧客対応に必要なコミュニケーション能力を身につけている。

I－3. 国際オートメカニック科の卒業認定に関する方針

学校で定めた卒業認定の要件を受けて、国際オートメカニック科が示す以下の知識及び能力を有する者に対して卒業を認定する。

（１）知識・理解

国家二級自動車整備士として必要な自動車の基本性能（走る・曲がる・止まる）に関する専門知識を習得し、それらを自動車の点検、整備、故障診断などに活用することができる。また、日本語に関しては、日本語能力検定N2同等以上の能力（語彙、読解）を有し

ている。

（２）思考・判断

自動車の基本性能を踏まえ、安全に配慮し、論理的な思考により適切な判断ができる。また、日本の社会慣習などを踏まえた思考、判断ができる。

（３）関心・意欲

自動車テクノロジーの進歩と社会ニーズの変化に常に関心を持ち、新しい知識・技術の習得にチャレンジするなど、向上心を持って意欲的、主体的に行動することができる。

（４）態度

国家二級自動車整備士としての倫理観や責任感を持ち、社会人として規律ある行動がとれる。また、組織活動においては、誠実で協調性のある行動がとれる。

（５）技能・表現

国家二級自動車整備士として必要な自動車整備技術（点検・整備・故障診断）を有し、それらを安全に実践できる。また組織や顧客対応に必要な日本語によるコミュニケーション能力を身につけている。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

Ⅱ．専門学校浜松工科自動車大学校の教育課程の編成及び実施に関する方針

学校の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力を身につけるための教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・ 社会人として必要なビジネス・マナー及び企業の経営活動に必要な基礎知識を修得するための教育
- ・ グローバル社会に対応するためのコミュニケーション能力を修得する外国語教育
- ・ IT 社会に対応するため、PC を活用した情報処理に関する教育
- ・ 環境意識の高い人材育成を目的とした環境マネジメントに関する教育
- ・ 豊かな人間性や協調性を養うための校外活動ならびに体育活動などの教育

（２）専門学科

- ・ 専門分野において求められる数理基礎能力を修得するための教育
- ・ 国家自動車整備士として必要な自動車工学に関する知識を修得するための教育
- ・ 国家自動車整備士として必要な自動車整備に関する知識を修得するための教育
- ・ 国家自動車整備士として必要な自動車の法令に関する知識を修得するための教育
- ・ 国家自動車整備士として必要な環境及び安全に関する知識を修得するための教育

（３）専門実習

- ・ 専門分野において求められる工作に関する技能を習得するための教育
- ・ 専門分野において使用する測定作業に関する技能を習得するための教育
- ・ 国家自動車整備士として必要な自動車整備に関する技能を習得するための教育
- ・ 国家自動車整備士として必要な自動車検査に関する技能を習得するための教育

（４）実務実習

- ・ 自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において、必要な知識、技能を習得するための実地教育
- ・ 自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において、習得した知識、技能の効果を評価するための教育

これらの教育実践をとおして得られる学修成果は、多面的な評価方法（試験、レポート、成果発表、作品、態度等）に基づき総合的に評価される。

また、学科毎の教育課程の編成及び実施に関する方針は、学校の教育課程の編成及び実施に関する方針に従い別途定める。

Ⅱ－１．自動車システム工学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

自動車システム工学科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、自動車システム工学科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・将来企業の経営に携わることができる素養を身につけるためマーケティングやマネジメント及び財務に関する知識を修得する。
- ・グローバルなビジネス活動において、顧客やビジネスパートナーとのコミュニケーションに必要な英語力を身につける。
- ・文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトを活用できるスキルを習得するとともに、基本的な機械設計製図を3次元CADソフトにより作製する技術を習得する。
- ・エコアクション21認証に関する知識の習得及び環境活動の実践を行う。
- ・企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（2）専門学科

- ・自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量等についての基礎理論を学んだ上で、自動車検査員レベルに必要とされる数理的能力を身につける。
- ・自動車全般の装置・機構の構造・作動を理解するとともに、その知識を自動車の点検や整備に活用する。
- ・サーキット・テスタや外部診断器などの自動車整備機器を活用した自動車電子制御装置の故障診断技術を習得するとともに、ハイブリッド車、電気自動車及び先進安全自動車の技術を修得する。
- ・道路運送車両法及び自動車の保安基準について、自動車検査員レベルまで修得する。
- ・自動車特定整備事業場から排出される油脂、汚水、産業廃棄物の処理に関する法規制やリサイクルに関する知識及び、労働安全衛生法等を順守した作業に関する知識を修得する。

（3）専門実習

- ・工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用し、自動車各部の測定を正確に行う技量を学び、サーキット・テスタ、振動騒音計、オシロスコープ及び外部診断器を効果的に使用し、自動車に関する諸データを測定・点検するとともに、その値が示す状態や、不具合発生時のデータとの関連から故障原因探求ができる能力を身につける。
- ・自動車を安全に運行するための点検及び整備要領を習得し、これらの作業を効率的に行う技量及び新機構や新技術についても応用整備ができる能力を習得する。
- ・保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につけ、自動車の特殊な構造物に関する法律などを熟知する。
- ・自動車の高難度の故障について、原因を理論立てて探求していく能力を身につける。

（４）実務実習

- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場に出向いて、自動車の点検・整備要領、故障診断手法、接客対応について体験的に学ぶ。（インターンシップ）
- ・インターンシップを実施した後、習得した知識や技能にさらに磨きをかけるため、成果の復習をし、成果の検証を行う。

Ⅱ－２．自動車整備科の教育課程の編成及び実施に関する方針

自動車整備科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、自動車整備科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・外国人の顧客に対する整備説明等、グローバルなコミュニケーションに必要な英語力を身につける。
- ・文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトの取り扱いを習得する。
- ・エコアクション 21 認証に関する知識の習得及び環境活動の実践を行う。
- ・企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（２）専門学科

- ・自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量、電気回路等についての理論や、自動車全般に関連する材料、油脂等に関する知識を修得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置など自動車全般の装置・機構の構造・作動に関する知識及び自動車の点検や整備に関する知識を修得する。
- ・電気自動車・ハイブリッド車の基本的な構造、作動に関する知識を修得するとともに、安全に点検、整備を行うための方法を学ぶ。
- ・道路運送車両法及び自動車の保安基準について修得する。

（３）専門実習

- ・工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接（ガス、アーク）、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用した測定技術や自動車整備機器、工具を活用した整備技術を習得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置などの自動車構成部品に関する構造を確認するとともに、安全に効率よく点検、整備を行う技能を習得する。
- ・自動車を安全に運行するための法定点検や車検等の点検・整備要領を習得するとともに、保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につける。

Ⅱ－３．国際オートメカニク科の教育課程の編成及び実施に関する方針

国際オートメカニク科の卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び学校の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、国際オートメカニク科の教育課程を以下のとおり編成し、教育を実施する。

（１）一般科目

- ・日本における会社や組織のあり方、仕事の基本及びビジネス常識を習得するとともにビジネス文書作成能力やビジネス・マナーなどを身につける。
- ・日本語を読む・書く・話す・聞くといった日本語コミュニケーション能力を高める。
- ・文書作成、表計算、プレゼンテーションなどのビジネスソフトの取り扱いを習得する。
- ・自動車特定整備事業の認証を受けた事業場等で、自動車の点検・整備要領、故障診断手法、接客対応など企業活動の実務を体験する。（インターンシップ）
- ・企業や業界で活躍している方の成功体験及び社会の諸制度（労働ルール、年金、消費者保護）についての講演等、将来に向けて幅広い知識や情報を得る。

（２）専門学科

- ・自動車に関する数学的な要素である速度、力、重量、電気回路等についての理論や、自動車全般に関連する材料、油脂等に関する知識を修得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置など自動車全般の装置・機構の構造・作動に関する知識及び自動車の点検や整備に関する知識を修得する。
- ・電気自動車・ハイブリッド車の基本的な構造、作動に関する知識を修得するとともに、安全に点検、整備を行うための方法を学ぶ。
- ・道路運送車両法及び自動車の保安基準について修得する。
- ・自動車整備に関する機器を取り扱う上で安全面に配慮すべきことがらや、自動車整備に伴い排出される油脂、汚水などの適正処理方法・環境衛生について学ぶ。

（３）専門実習

- ・工作物を安全かつスピーディーに製作するための溶接（ガス、アーク）、機械工作及び手仕上げ工作に関する技術を習得する。
- ・ノギス、マイクロメータやダイヤル・ゲージ等の基本計測器を適切に使用した測定技術や自動車整備機器、工具を活用した整備技術を習得する。
- ・エンジン、シャシ、電気装置などの自動車構成部品に関する構造を確認するとともに、安全に効率よく点検、整備を行う技能を習得する。
- ・自動車を安全に運行するための法定点検や車検等の点検・整備要領を習得するとともに、保安基準に適合しているか否かを検査する技能を身につける。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

Ⅲ．専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の建学理念である「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」に基づき、「社会のニーズにマッチした高いレベルの専門教育と人間性の育成」の教育理念に共感し、明確な目的意識とともに、学びや成長への強い意欲に溢れ、また、専門教育を受けるに足る、十分な学力を有する多様な学生を受け入れる。

（１）求める入学者

- ・自動車やものづくりに関する知識・技術を学ぶために必要な基礎学力（数学、国語、理科）を有する人。
- ・数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・自動車やものづくりに興味・関心があり、将来自動車エンジニアを目指す人。
- ・自らの成長（人格や能力の向上）のために努力することが出来る人。
- ・相手の話を素直に聞き、理解し、自分の意見を伝えることが出来る人。

（２）入学選考方法

【推薦入試】

学校長または高校担当者などの推薦書や調査書に基づき、主として高等学校における学習成果を評価するとともに、自動車やものづくりに関する知識・技術の習得に必要な基礎学力及び自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき高等学校における学習成果を重視するとともに、学力試験により高度な知識・技術の習得に必要な学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度の他、リーダーシップについても評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

自動車やものづくりに関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【ＡＯ入試】

個性・能力・資質・目的意識・意欲等をもとに受験の可否を判断し、自動車やものづくりに関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を確認する。

Ⅲ－１．自動車システム工学科の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針に基づき、高度な自動車工学の知識や先進自動車の知識・技術、並びに環境に関する幅広い視野と教養を持った国家一級自動車整備士資格を取得した自動車エンジニアとして、高度な技能や論理的な思考

力、自己表現能力、コミュニケーション能力を発揮し、主に自動車整備業界の進歩に寄与できる人を受け入れる。

(1) 求める入学者

- ・ 国家一級自動車整備士に求められる高度な知識・技術を学ぶために必要な学力（数学、国語、理科）を有する人。
- ・ 数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・ 自動車の構造、作動及び整備技術に興味・関心があり、高度で新しい技術にも対応できる自動車エンジニアを目指す人。
- ・ 自らの成長（人格や能力の向上）のため、自ら学び、目標を達成するまで努力することが出来る人。
- ・ グループ内で意見の集約や調整など、リーダーシップを発揮することが出来る人。

(2) 入学選考方法

【推薦入試】

学校長または高校担当者などの推薦書や調査書に基づき、主として高等学校における学習成果を評価するとともに、国家一級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力及び自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき高等学校における学習成果を重視するとともに、学力試験により国家一級自動車整備士に必要となる学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度の他、リーダーシップについても評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

国家一級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により高度な自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【AO入試】

個性・能力・資質・目的意識・意欲等をもとに受験の可否を判断し、自動車に関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を確認する。

Ⅲ - 2. 自動車整備科の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針に基づき、自動車の基本性能に関する知識・技術を習得し、国家二級自動車整備士資格を取得した自動車エンジニアとして、専門的な知識・技能や論理的な思考力、自己表現能力、コミュニケーション能力により、主に自動車整備業界の発展に寄与できる人を受け入れる。

(1) 求める入学者

- ・ 国家二級自動車整備士に求められる知識・技術を学ぶために必要な学力（数学、国語、理科）を有する人。
- ・ 数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・ 自動車の構造、作動及び整備技術に興味・関心があり、基礎・基本を身につけた自動車エンジニアを目指す人。
- ・ 自らの成長（人格や能力の向上）のために努力することが出来る人。
- ・ 相手の立場に立って話を聞くことができ、自分の意見を分かり易く伝えることが出来る人。

(2) 入学選考方法

【推薦入試】

学校長または高校担当者などの推薦書や調査書に基づき、主として高等学校における学習成果を評価するとともに、自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき高等学校における学習成果を重視するとともに、学力試験により自動車エンジニアに必要となる学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度の他、リーダーシップについても評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

国家二級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書及び学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を評価する。

【AO入試】

個性・能力・資質・目的意識・意欲等をもとに受験の可否を判断し、自動車に関する知識・技術の習得に必要な基礎学力を高等学校の調査書により評価し、面接試験により自動車エンジニアを目指す意欲・態度を確認する。

Ⅲ - 3. 国際オートメカニク科の入学者受け入れに関する方針

専門学校浜松工科自動車大学校の入学者受け入れに関する方針に基づき、外国籍を有する人を対象とした、自動車の基本性能に関する知識・技術を習得し、将来は国家二級自動車整備士資格を取得した自動車エンジニアとして、専門的な知識・技能や論理的な思考力、自己表現能力、コミュニケーション能力により、日本国内及び海外で活躍できる人を受け入れる。

(1) 求める入学者

- ・ 国家二級自動車整備士に求められる知識・技術を学ぶために必要な学力（日本語能力、

数理力)を有する人。

- ・ 数値結果などから物事を客観的にとらえ、論理的な考えが出来る人。
- ・ 自動車の構造、作動及び整備技術に興味・関心があり、基礎・基本を身につけた自動車エンジニアを目指す人。
- ・ 自らの成長(人格や能力の向上)のために努力することが出来る人。
- ・ 日常生活に必要な日本語が理解でき、日本語で自分の意見を伝えることができる人。

(2) 入学選考方法

【推薦入試】

学校長または学校担当者などの推薦書や調査書に基づき、日本語学校における学習成果や日本語能力資格を評価するとともに、自動車エンジニアとして必要な日本語コミュニケーション能力と意欲・態度を評価する。

【特待生選抜入試】

高度な知識・技術を身につけた国際的な自動車エンジニアを育成するため、学校長の推薦書や調査書に基づき日本語学校における学習成果や日本語能力資格を重視するとともに、学力試験により自動車エンジニアに必要となる学力を評価する。

また、面接試験により自動車エンジニアとして必要な日本語コミュニケーション能力と意欲・態度を評価し、選抜する。選抜された人には、その評価に応じ学費の一部を減免する。

【一般入試】

国家二級自動車整備士に求められる知識・技術の習得に必要な基礎学力を学力試験により評価し、面接試験により自動車エンジニアとして必要な日本語コミュニケーション能力と意欲・態度を評価する。

沿 革

- 昭和 1 5. 5 静岡県当局並びに県下交通業界多数の有志の協力により、優良運転者養成機関として全寮制の静岡県自動車学校を開設、委託生を受け入れる。
- 昭和 2 7. 3 静岡県自動車学校が学校法人静岡県自動車学校として認可される。
- 昭和 3 1. 4 整備士養成課程として、整備科（1 年制）を設置し三級自動車整備士の養成を開始する。
- 昭和 3 7. 9 法人名を学校法人静岡県自動車学園と改称する。
- 昭和 4 5. 7 静岡県自動車学校より学校部門を分離し、静岡産業技術専門学校を開設する。自動車整備科及び板金塗装科の二科（1 年制）にて授業を開始する。
- 昭和 4 9. 4 自動車整備技術の高度化に対応して、自動車整備高等科（2 年制）を設置し、二級自動車整備士の養成を開始する。
- 昭和 5 1. 4 学校教育法により専修学校（専門課程）として認可される。
- 平成 2. 7 学校法人静岡県自動車学園が、静岡理工科大学を開学するにあたり、学校法人静岡自動車学園として新設認可及び静岡工科専門学校の開設認可を得る。
- 平成 3. 4 静岡工科専門学校を開設する。
- 平成 1 5. 4 一級自動車整備士の養成を開始する。
- 平成 1 7. 4 静岡工科専門学校を専門学校静岡工科自動車大学校に校名変更する。
- 令和 5. 3 静岡県西部地区における自動車整備業界からの要望に応え、高度化する自動車整備技術に対応できるエンジニアを数多く輩出するため、専門学校浜松工科自動車大学校を新設、設置認可を得る。
- 令和 5. 4 自動車システム工学科（一級課程）、自動車整備科（二級課程）及び国際オートメカニク科（二級課程）の 3 学科構成で専門学校浜松工科自動車大学校を開設する。

1. 学則 <抜粋>

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この専修学校は、専門学校浜松工科自動車大学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、浜松市中央区寺島町 2 8 5 番地の 2 4 に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法の主旨に従い、産業の発展に対応するための工業分野の教育をするとともに、一般教養に関する学科も授け、知性高く教養ある人材を育成し、産業の振興に寄与することを目的とする。

(課程、修業年限等)

第 4 条 本校の課程、学科、昼夜区分、修業年限、収容定員及び入学資格は、次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼夜別	修業年限	総定員	入 学 資 格
専門課程 (工業分野)	自動車システム工学科	昼	4 年	1 6 0 名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者
	自 動 車 整 備 科	昼	2 年	5 0 名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者
	国際オートメカニク科	昼	3 年	7 5 名	高等学校を卒業した者 又はこれと同等以上の者

2 前項の全ての学科において学年制とする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学期は、次の 2 学期とする。

前期	4 月 1 日から	9 月 3 0 日まで
後期	1 0 月 1 日から	翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合は、休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 本校創立記念日 4月1日

(4) 学年始休業日 4月2日から4月10日までの間において、校長が定める期間

(5) 夏季休業日 8月1日から8月31日までの間において、校長が定める期間

(6) 冬季休業日 12月20日から1月10日までの間において、校長が定める期間

(7) 春季休業日 3月21日から3月31日までの間において、校長が定める期間

(8) その他校長が必要と認めた休業日、10日以内

(始業、終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前9時00分

終業時刻 午後4時10分

2 校長は教育上やむを得ないときは、始業、終業の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程及び授業単位数・授業時数

(教育課程及び授業単位数・授業時数)

第9条 本校の教育課程及び授業単位数・授業時数は、別表(1)による。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第10条 他の専修学校、大学等において別表(1)に定める授業科目を履修した場合には、当該課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(授業の方法)

第11条 本校の授業は、教室等において行う対面授業にて履修させる方法の他、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で遠隔授業にて履修させる方法で行うことができる。

2 前項の遠隔授業の方法による授業科目の履修は、当該課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

3 遠隔授業受講に関する留意事項については教務規定に定める。

(授業時数の単位数への換算)

第12条 本校の各授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、1単位の授業科目を45

時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間をもって1単位とする。
- (3) 実学一体の授業については、20時間をもって1単位とする。

2 教育課程表の各授業科目の単位数（授業時数）は、全ての授業時間への出席、科目認定試験の合格を標準とし、その他として各授業に対する予習・復習・レポートの提出等をもって表記単位を履修したものであるものとする。

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

（認定の基準）

第13条 本校のカリキュラムは学年制による単位制とし、教育課程の修了又は卒業要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、各学科が定める教育課程（別表1）の単位を修得するものとする。

次表に修了又は卒業要件に必要な総履修単位（総履修時間）を示す。

学科名	総履修単位（総履修時間）
自動車システム工学科	168 単位（2387 時間）
自動車整備科	78 単位（1080 時間）
国際オートメカニク科	93 単位（1392 時間）

（成績評価）

第14条 成績評価は、学期末と学年末に試験を行い、平素の成績と試験の成績により合格を認定する。

- 2 試験は、授業料を完納し、且つ履修した科目に限り受けることができる。
- 3 成績評価の基準は、校長が別に定める。

（卒業証書の授与）

第15条 校長は、所定の課程を修了し、合格を認定した者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を授与する。

（称号の授与）

第16条 前条により、自動車整備科、国際オートメカニク科を修了した者には専門士（工業専門課程）の称号を、また自動車システム工学科を修了した者には高度専門士（工業専門課程）の称号をそれぞれ授与する。

第5章 入学、休学、退学及び転学等

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、4月1日とする。

(入学手続)

第18条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に最終卒業学校の調査書並びに入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 入学を許可された者は、指定の期日までに入学金を納付し、手続きをとらなければならない。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、本校で定める誓約書に保証人と連署して、入学日までに校長に提出しなければならない。

- 2 保証人は、学生の一身上について責任を負うものとする。

(編入学)

第20条 他の専修学校（専門課程）を卒業した者で編入学を希望する者は、所定の編入学願書に当該専修学校における履修内容を証する書類及び卒業証明書を添え、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の履修内容を審査し教育上支障がない場合には、編入学を許可することができる。
- 3 本校を卒業した者で自動車システム工学科に編入学を希望する者は、所定の編入学願書に成績証明書を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- 4 校長は前項の手続きを終了した者に対して編入学試験を行い教育上支障が無いと認められる場合には、編入学を許可することができる。
- 5 前項により自動車システム工学科に編入学が許可された者で、二級自動車整備士資格（総合又は、ガソリン及びディーゼルの両資格）が取得できなかった場合、及び編入学後6ヶ月以内に合格証書の交付を受けなかった場合は、編入学の許可が編入学の許可日に遡り取消される。

(休学・復学)

第21条 学生が疾病その他やむを得ない事由により1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記した書類を添え、保証人と連署して校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は、教育上必要があると認めたときは、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、校長は更に1年以内の休学を許可することができる。
- 4 休学中の者が復学しようとする場合は、願い出て復学することができる。

(退学・転学)

第22条 退学又は転学しようとする者は、その事由を付し、保証人と連署した願書を提出して校長の

許可を受けなければならない。

(転学の受け入れ)

第23条 他の専修学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、在学証明書及び指導要録の写しの送付を求めて、転学を許可することができる。

2 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知するものとする。

(転学科)

第24条 転学科は、校長が特別の事由があると認め、且つ、転学科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。

2 転学科は、学年の始めに限るものとする。

3 学生が転学科しようとするときは、その事由を記載した書類を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第25条 校長は、感染症法その他感染症の予防に関して規定する法律に定める感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

(欠席)

第26条 学生が疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、その事由を付し、届けなければならない。

第6章 職員組織

(職員組織)

第27条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

(1) 校長

(2) 教員 13名以上

(3) 講師 1名以上

(4) 事務職員 1名以上

(5) 学校医 1名以上

2 前項職員のほか、必要により助手を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(職員会議)

第28条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議をおく。

2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主掌する。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料

(学費等の額)

第 29 条 入学検定料、入学金、授業料（教育実習費を含む）の額は、別表（2）による。

(学費の納期)

第 30 条 授業料は、1 年を 4 期に分け、各期とも期初前月の末日までに納付しなければならない。

2 授業料を期限内に納入しないときは、校長は、遅滞なく期限を附し督促するものとする。

3 校長は、前項の督促をしてもなお、授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止又は退学させることができる。

(返 還)

第 31 条 既に納付された入学検定料及び入学金は返還しない。

2 既に納付された授業料は、次の場合を除き返還しない。

(1) 入学手続きを完了した者が入学を辞退して授業を受けない場合

(2) 前期末までに休退学を承認されて授業を受けない場合

(3) 校長が特別の理由があると認めた場合

(授業料等の減免)

第 32 条 校長が特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

第 8 章 賞 罰

(ほう賞)

第 33 条 校長は、他の学生の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第 34 条 校長は、教育上必要があると認めた場合には学生に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学又は停学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

2 退学又は停学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

第 9 章 学生心得

(学生の遵守事項)

第 35 条 学生の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

第 10 章 研究生及び委託生

(研究生)

第 36 条 本校の課程を卒業した者が更に高度の技術の研究を希望する場合は、校長は、職員会議に諮り、1 年間研究生として在学を許可することができる。

2 研究生の学費は、別に定める。

(委託生)

第 37 条 官公庁その他から委託を受けた学生については、委託生として取扱う。

2 委託生に関する細則は、その都度委託者と校長が協議して定める。

第 11 章 学校評価関係

(学校評価)

第 38 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者に評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は「専修学校における学校評価ガイドライン」に準ずる。

第 12 章 雑 則

(健康診断)

第 39 条 健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則の制定)

第 40 条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が定める。

2. 令和8年度 年間行事予定

令和 8 年 4 月 1 日 現在

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
学 校 行 事	創立記念日 入学式 レントゲン 身体測定 ガイダンス 下宿生指導 体験実習	内科検診 後援会総会 父母等参観会 体験実習 公開授業 献血	避難訓練 父母等参観会 公開授業 体験実習	終業・大掃除 体験実習 ボランティア活動	夏季休校 始業式 体験実習	地震防災訓練 公開授業 体験実習 留学生入試 浜松カーフェスティバル	A0、指定校推薦、特 待生選抜入試 父母等相談会 献血 登録試験	A0、指定校、一般入 試 企業ガイダンス 健康診断(就職用) カニッコンテスト 公開授業	終業・大掃除 学内選考入試 A0、指定校入試 体験実習 工科検定 年末休校	年始休校 始業式 新入生ガイダンス 一般入試	一般入試 体験実習	卒業式 終業式・大掃除 工科検定 一般入試 体験実習 登録試験
自 動 車 整 備 科 自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科 (1 年)	新入生ガイダンス	研削と石特別教育				ソーシャル検定中級	トヨタ産業技術記 念館・トヨタ博物 館見学 企業実習	危険物取扱者試験 (希望者)	ガス溶接技能講習	タイヤ空気充てん 特別教育 アーク溶接特別教育	就職試験 (自動車整備科)	JAMCA 模擬試験 工科検定三級
自 動 車 整 備 科 自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科 (2 年)	ガイダンス	大型系企業実習 電気自動車特別教育			インターンシップ (自動車整備科)		交通安全技能訓練 損害保険募集人試 験	危険物取扱者試験 (希望者) 中古車査定士試験 (希望者)	工科検定二級 テーブルマナー講習	二級整備士対策 JAMCA 模擬試験		二級整備士登録試験
自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科 (3 年)	ガイダンス		中古車査定士試験 (希望者)	巻上機特別教育	フォークリフト 運転技能講習	ソーシャル検定上級		中古車査定士試験 (希望者)		東京オートサロン 見学	就職試験	工科検定準一級
自 動 車 シ ス テ ム 工 学 科 (4 年)	ガイダンス			インターンシップ		ソーシャル検定上級	一級整備士対策		工科検定一級	JAMCA 模擬試験	JAMAC 模 擬 試 験 (口述)	一級整備士登録試験
国 際 オ ー ト メ カ ニ ッ ク 科 (1 年)	新入生ガイダンス	研削と石特別教育		日本語能力検定試験			トヨタ産業技術記 念館・トヨタ博物 館見学		日本語能力検定試験 ガス溶接技能講習	タイヤ空気充てん 特別教育 アーク溶接特別教育 企業実習		JAMCA 模擬試験 工科検定三級
国 際 オ ー ト メ カ ニ ッ ク 科 (2 年)	ガイダンス	大型系企業実習 電気自動車特別教育				ソーシャル検定中級	交通安全技能訓練		日本語能力検定試験 工科検定二級		就職試験 スズキ工場見学	
国 際 オ ー ト メ カ ニ ッ ク 科 (3 年)	ガイダンス			二級整備士対策 日本語能力検定試験			二級整備士登録試験	インターンシップ	二級整備士対策 日本語能力検定試験 工科検定二級			二級整備士登録試験
自 治 会 及 び ク ラ ブ 活 動	通学車両申請受付 クラブ勧誘会		交通安全月間	環境標語・ ポスター作成				エイズ防止啓発 キャンペーン	年末助け合い募金	自治会本部役員 選出	自治会本部役員 引継	

教 務 規 定

（総 則）

第1条 専門学校浜松工科自動車大学校教務規定は、専門学校浜松工科自動車大学校学則（以下単に学則という）に則り必要事項を定める。

（目 的）

第2条 学生は関係法令、関係官庁の指示通達及びこの細目を遵守することにより学則3条を達成することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この細目で用いる用語の定義は、別に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 授業とは、学則第9条別表（1）の科目の教育を実施することをいう。
- (2) 授業日とは、授業を行う日をいう
- (3) 休業日とは、授業を行わない日をいう。
- (4) 授業の1時間とは原則として90分を単位とする授業の時間をいう。
- (5) 欠席とは、1日の授業をすべて受講しない場合をいう。
- (6) 欠課とは、1時間のうち授業を受講しない時間が4分の1以上の場合をいう。
- (7) 遅刻とは、SHRの開始時刻に遅れることをいう。
- (8) 補講とは、各科目で授業を欠課した場合に、この時間を補うための授業をいう
- (9) 補習とは、各科目や資格対策等の内容を補うための授業をいう。
- (10) 履修とは、各科目の予定授業時間数（補講を含む）が受講されていることをいう。
- (11) 認定とは、すべての科目の成績評価（第7条）が合格し、履修されていることをいう。

（授業時間）

第4条 学則第4条に定める修業年限の1年間の授業は、原則として1週20時間以内、1日4時間以内とする。

2 学則第8条の始業及び終業時刻は次のとおりである。

1時間目 9：00 ～ 10：30

2時間目 10：40 ～ 12：10

3時間目 13：00 ～ 14：30

4時間目 14：40 ～ 16：10

3 始業前に連絡事項の確認および出欠状況の確認を行うためにSHRの時間を設ける。

SHRの時間は8：50～9：00とする。

4 授業終了後、補講又は補習を実施する場合もある。

5 休業日を利用して合宿等の授業を実施する場合もある。

(オンライン授業)

第5条 学則第11条第3項遠隔授業に関する留意事項は次のとおりである。

- (1) 受講者のなりすましなどを防止するために授業開始時に点呼を実施する。
 - (2) 受講者ごとに、授業を受けた日時、授業名を管理し受講状態を確実に把握する。
 - (3) 受講状態を適切に確認するため、受講中は常にカメラをONとする。
- 2 次に掲げる場合にあっては、受講を認めないものとする。
- (1) 受講以外の行動をしていた場合
 - (2) 長時間離席していた場合
 - (3) 画面を見ていない場合
 - (4) 通信環境の脆弱による回線の切断等により、長時間授業から離脱していた場合
 - (5) その他受講していると認められない場合

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位の計算は、学則第12条第1項各号の定めるところによる。また、本校の各授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、50分を1単位時間とする。

(成績評価)

第7条 学則第14条に定める成績評価は、科目毎に試験を実施し、その得点をもとに随時試験、レポート、論文、受講態度等を考慮して行う。ただし、科目によっては試験を行わず、随時試験、レポート、論文、受講態度等によって科目認定するものもある。

2 成績評価は、次の段階で行う。

点 数	評価	合 否	G P
0 ～ 59	不可	不合格	0
60 ～ 69	可	合 格	1
70 ～ 79	良	合 格	2
80 ～ 89	優	合 格	3
90 ～ 100	秀	合 格	4

GPA＝各科目の（GP×単位数）の合計／総単位数

3 科目認定試験及び再試験が実施される日において、補講が完了していない学生は成績評価を行わず0点の取扱いとする。

また、科目認定試験を行わず成績評価する場合は、授業の終了する日において同様の取扱いとする。ただし、受験の時点で第8条の補講を完了している者は除く。

4 第7条3項の取扱いは補講が完了した時点において成績評価（不合格の場合も含む）を行うが、原則として再試験後1週間を過ぎた場合の成績評価は0点とする。

5 成績評価及びGPAは、本人及び父母等に通知する。

(補 講)

第8条 補講を受ける学生は、下記の(1)～(2)のいずれかに該当する場合は速やかに補講願を科目担当者に提出し許可を得なければならない。

- (1) 学科・実習授業を欠課した場合。
- (2) 科目担当者から補講の指示があった場合。
- 2 補講の実施は原則として1日の授業の終了後もしくは休業日に行う。
- 3 補講の終了は1時間分の内容を習得したと認められる場合にこれを認め、科目の1時間分の授業を補ったものとみなす。
- 4 補講において1日に受講できる時間数は原則として1時間とする。ただし、休業日や2及び3時間授業日においてはこの限りではない。
- 5 総欠課時間数がすべての科目の予定授業時間数合計の15%を超えた場合は補講を行わず進級、卒業が認定されない。

(試 験)

第9条 試験の種類は次のとおりである。

(1) 科目認定試験

科目の終了時に行う。ただし、終了時期によっては期の途中において実施することがある。

(2) 再 試 験

科目認定試験、追試験における成績評価が不合格の学生を対象に実施する。ただし、科目によっては実施しない場合もある。

(3) 再々試験

再試験において成績評価が不合格であり、出席状況、レポート、論文等の提出状況、受講態度等を考慮して、校長の許可を得た学生を対象に実施する。

(4) 追 試 験

やむを得ない事由により科目認定試験及び再試験等が受験できなかった学生を対象に実施する。

(5) 随 時 試 験

各科目担当において必要に応じて実施する。

- 2 科目認定試験、再試験、再々試験の日程は試験日の1週間前までに発表する。
- 3 再試験及び再々試験を受験する場合は1科目につき2,000円の受験料を、試験前までに納めなければならない。
- 4 正当な理由がなく試験を受けなかった者の試験点数は0点とする。
- 5 追試験を受験する場合は、事前に追試験願いを科目担当者に提出し、教務課長の許可を受けなければならない。
- 6 各試験において不正行為が行われた場合は、当該科目の試験を中止し、成績評価は0点として第16条に定める懲戒の対象となる場合もある。

(受験資格)

第10条 科目認定試験において、次に該当する学生は原則として受験資格を有しない。

- (1) 科目担当者の指示された提出物等が未提出の場合。
- (2) 試験時間の3分の1以上遅れた場合
- 2 再試験及び再々試験を受験する場合は第10条1項に加え、受験料未納の者は受験資格を有しない。
- 3 追試験を受験する場合は第10条1項に加え、事前に追試験願が科目担当者へ提出され、教務課長の許可を受けた者でなければ受験資格を有しない。

(進級・卒業・留年)

第11条 進級及び卒業の認定の条件はつぎのとおりである。

- (1) すべての科目の成績評価が合格であり、履修されていること。
- (2) 総欠課時間数がすべての科目の予定授業時間数合計の15%を超えないこと。
- (3) 当該年度末までの学費、受験料等がすべて納めてあること。
- (4) 自動車システム工学科の3年次への進級は、二級自動車整備士資格（総合）の資格が取得されていること。
- 2 第11条1項の条件(1)～(3)を満たさない学生は留年となり、当該学年の全科目を再び履修しなければ進級及び卒業が認定されない。また、第11条1項の条件(4)を満たさない学生は3年次への進級が保留となる。
- 3 卒業（修了）証書及び卒業（修了）証明書の様式については、別途定める。

(欠席・遅刻等)

第12条 欠席、遅刻、欠課については次のとおりとする。

- (1) 欠席、遅刻もしくは欠課をする場合には、事前に所定の様式にしたがい届出をしなければならない。また、やむを得ない事由等により事前での届出ができない場合は必ず電話連絡をし、事後速やかに届出をすること。
- (2) 病気やその他の理由により5日以上にわたり欠席する場合には医師の診断書もしくは父母等の理由書を提出すること。
- (3) 次の場合、所定の様式にしたがい届出を行なった学生については公認欠席とし欠席、遅刻、欠課の扱いをしない。

イ. 忌 引

父、母	(5日)
兄弟、姉妹、祖父母	(3日)
その他家族	(2日)
3親等以内	(1日)

ロ. 就職試験、企業訪問

ハ. 運転免許試験（免許取得に必要な日数：4日以内）

ニ. 伝染病による登校停止期間

ホ. 通学交通用具の故障

ヘ. 公的交通機関の事故等

- ト. 災害、その他不可抗力の事故
- チ. クラブ、サークル等の公式大会への参加
- リ. その他校長の認めた場合

(4) 次の事由による公認欠席扱いは第12条1項(3)の届出をするとともに、必要書類を添付しなければならない。

事 由	必 要 書 類
就職試験、企業訪問	就職試験受験票、企業訪問カード
運転免許試験	教習生証等の証明書
伝染病による登校停止期間	医師の診断書
通学交通用具の故障	修理した領収書、証明等
公的交通機関の事故等	交通機関の発行する遅延証明等
災害、その他不可抗力の事故	理由書、証明等

2 連絡なく欠席、遅刻もしくは欠課をした場合には、指導を行うとともに、必要に応じて第16条の規定により懲戒される。

(休学・退学・復学等)

第13条 退学、休学、復学の届出は、本校所定の用紙に学生・父母等連署の上、必要な証明書等を添えて願い出て、校長の許可を受けなければならない。

2 休 学

- (1) 疾病その他やむを得ない事由により30日以上欠席を必要とする場合は、診断書及びその事由を記し父母等と連署して校長に休学の許可を受けなければならない。
- (2) 休学した学年における履修、認定は全て無効とする。

3 復 学

- (1) 休学中の学生が復学しようとする場合には、所定の復学願（病気による休学の場合には医師の診断書を添付）を提出し、面接等による勉学意欲の確認を受けなければならない。
- (2) 校長が復学願を受理し承認したときは、年度初めから休学した学年に復学することができる。

4 退 学

退学しようとする学生は、その理由を付し父母等と連署した所定の退学願を、校長に提出し許可を受けなければならない。

(在学期間の制限)

第14条 同一学年の在学期間は原則2年間とし、ただし、休学期間については在学年数に加算しない。

(ほう賞)

第15条 学則33条のほう賞は、次のようなものを対象とし職員会議等で協議し、校長の承認の上で行う。

- (1) 社会への貢献度が大きく本校の名誉を高めた学生

- (2) 在学期間を通じて学業成績が特に優れた学生
- (3) 在学期間を通じて技術・努力に特に優れた学生
- (4) 在学期間を通じて無遅刻・無欠課・無欠席の学生
- (5) 課外活動において優秀な成績を修め、本校の名誉を高めたクラブ及びサークル
- (6) 自治会活動において積極的に活躍し他の学生の模範となった学生
- (7) 高度な資格を取得した学生
- (8) その他ほう賞に値すると認めた学生

(懲 戒)

第16条 学則34条に定める退学又は停学処分のほか、情状により次の処分を行うことがある。

- (1) 訓 戒 …………… 不都合を改めるよう指導する。
- (2) 謹 慎 …………… 一定の期間自宅又は学校内での行動を制約し反省を求める。

(附 則)

この細則は令和8年4月1日より実施する。

4. 自動車システム工学科

(1) 教育目標・教育課程

本科は専門性を高めた技術者を養成するために設立した学科である。この科が誕生するに至った社会背景は、自動車産業は高品質と効率生産を武器に世界で躍進したが、「100年に一度」といわれる変革期を迎えている。変革の波は3つあり、

1つ目は、エンジンからモータ（電池）に動力源の主役が代わる電動化時代の幕開けであること。

2つ目は、IT（情報技術）の進化で、完全自動運転などの新機軸が実現しそうなこと。

3つ目は、カーシェアなどの普及で、所有を前提としない車の利用形態が徐々に広がっていること。

などがあげられる。

近年、自動車は電子制御化が進み自動ブレーキや自動運転などの先進技術が浸透している。こうした自動車の技術革新のなかで、二級自動車整備士（総合）にも電子制御技術の習得は必須のことであると言われてきた。

しかしながら、二級自動車整備士（総合）養成課程の2年間という限られた期間では、電子制御装置の故障診断ができるまでの実力を身につけることは極めて困難であり、また、近年では地球環境問題などから従来のガソリンや軽油といった燃料エネルギーが見直され、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車など自然環境の汚染や温室効果ガスなどの排出を抑えようとする新世代の自動車が次々と発表される状況にある。

以上のことから本科では社会的要求に応えるべく高度な整備技術教育を実践し、車の総合的な故障診断能力を備えたエンジニアを養成することを目標とし、併せて顧客対応能力やIT関連の知識技能を身につけた将来の業界を背負う総合エンジニアの育成を目指す。

(2) 資格取得目標

1・2年次取得資格

① 二級自動車整備士（総合）資格

認証工場において義務付けられている資格であり、将来的に整備管理者に選任されることはもとより、整備主任者として活躍できる道も開かれる。

② ソーシャル検定（中級）

仕事をするにあたっての基本的な取り組み方、会社組織の役割、ビジネスの常識など、社会人としての基本となる知識を身につける。更にはコンプライアンスという現代社会に必要な考え方も理解でき、就職活動にも役立つ資格である。

③ 損害保険募集人資格

日本損害保険協会が主催する資格で自動車損害賠償責任保険、任意保険などの自動車関連保険の知識を習得するとともに、火災、損害保険等の取り扱い業務を行う場合に必要となる資格である。

④ ガス溶接技能講習修了証【希望者】

アセチレンガスを用いて行う溶接作業に従事する者に必要な資格で、労働安全衛生法により、この講習が義務づけられている。

⑤ 危険物取扱者資格（乙種）【希望者】

指定数量以上のガソリンや軽油等の危険物を取り扱う事業所（自動車整備工場やガソリンスタンド等）には、危険物取扱者の資格（乙種第4類）を取得した者の在籍が義務づけられている。

⑥ 電気自動車等の整備特別教育修了証

50Vを超えるバッテリーを内蔵する自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の整備の業務に従事する者は、労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑦ 中古自動車査定士技能検定【希望者】

中古自動車の資産評価、推定価格や事故減価の査定を行う技能を身につける。経済産業省および国土交通省が認可した「一般財団法人 日本自動車査定協会」が実施運営する資格である。本校では小型中古自動車査定士の技能検定を対象としている。

⑧ アーク溶接特別教育修了証

アーク溶接作業に従事する者は、災害防止の観点から労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑨ タイヤ空気充填作業特別教育修了証

自動車タイヤの組み立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする業務に従事する者に対し、労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑩ 研削といしの取替え等にかかる特別教育修了証

ハンドディスクグラインダや卓上グラインダ、切断機などの研削といしを交換するために必要となる特別教育である。

⑪ 巻き上げ機（ウインチ）特別教育修了証

動力により駆動される巻き上げ機の運転に従事する者は労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑫ 学士【希望者】

当校に在籍しながら、他大学の通信制学部生として在籍し（大学併修）、必要な単位を修得することで卒業時に「学士」の取得を目指す。

※「学士」取得者を除く

3・4年次取得資格

① 一級自動車整備士（総合）資格

社会的に重要なテーマとして自動運転、衝突被害回避低減ブレーキ等高度化した電子制御搭載の自動車整備・点検に対してエンジニアが担う役割が増大しており、自動車整備事業全体のサービスの高度化を促す必要性から一級整備士保有者数が年々増加傾向にある。本校では当資格内容を学ぶ2年間で社会的に重要なテーマに貢献できる人材を育成することをねらいとする。

なお、本校では二級整備士自動車整備士（総合）資格取得者が3・4年次の教育課程修了後1級自動車整備士（総合）を受験する。

② ソーシャル検定（上級）

ソーシャル検定（中級）を取得した者が、更に（上級）ビジネスの応用について学び資格を取得する。仕事をするにあたっての応用的な取り組み方、会社組織の役割、ビジネスの常識など、社会人としての知識を身につける。更にはコンプライアンスという現代社会に必要な考え方も理解でき、就職活動にも役立つ資格である。

③ フォークリフト運転技能講習修了証【希望者】

自動車整備及び車体整備においてはフォークリフトによる作業が多々ある。労働安全衛生法によりフォークリフトによる災害を防止するため、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務には、この講習修了が義務づけられている。

④ サービス介助士【希望者】

障害のある人や高齢の人へ手助けをする際の技術と心を身に付け、就職後の接客に役立つ資格である。

(3) 教育課程表

専門課程 自動車システム工学科

教育課程及び授業単位数・授業時数

(1 時間＝90 分)

課 程		専門課程				授業 形態	単位数	
科		自動車システム工学科					1 学年	2 学年
学 年		第 1 学年		第 2 学年				
科 目 名		必須		必須				
		学科	実習	学科	実習			
一 般 科 目	コンプライアンス 1	12				講 義	1	
	コンプライアンス 2			17		講 義		2
	パソコン実務			9		講 義		1
	環境経営システム			9		講 義		1
	行事体育	15		15				
	特別学習	18		18		講 義	2	2
	一 般 科 目 計	45		68			3	6
専 門 学 科	エンジン 1	18				講 義	2	
	燃料噴射装置 1	18				講 義	2	
	パワートレイン 1	18				講 義	2	
	サスペンション 1	18				講 義	2	
	電子制御回路	18				講 義	2	
	エンジン電装品 1	12				講 義	1	
	シャシ電装品 1	12				講 義	1	
	自動車保安基準	18				講 義	2	
	工学一般	18				講 義	2	
	メカニック工学			17		講 義		2
	エンジン 2			17		講 義		2
	燃料噴射装置 2			17		講 義		2
	パワートレイン 2			17		講 義		2
	サスペンション 2			17		講 義		2
	エンジン電装品 2			9		講 義		1
	シャシ電装品 2			9		講 義		1
	自動車車両法			17		講 義		2
	次世代電動車			9		講 義		1
	整備総合			52		講 義		6
専 門 実 習	基礎実習		17			実 習	1	
	エンジン実習 1		36			実 習	2	
	パワートレイン実習		36			実 習	2	
	電気回路実習		36			実 習	2	
	エンジン実習 2		35			実 習	2	
	ブレーキ実習		35			実 習	2	
	サスペンション実習		35			実 習	2	
	タイヤ実習		32			実 習	1	
	バイクメンテナンス実習		32			実 習	1	
	自動車電装実習		32			実 習	1	
	自動車点検実習 1		32			実 習	1	
	エンジン制御実習 1				38	実 習		2
	大型自動車実習				38	実 習		2
	電動車&電動エアコン実習				38	実 習		2
	エンジン制御実習 2				38	実 習		2
	A T & C V T 実習				38	実 習		2
	自動車点検実習 2				38	実 習		2
	ビークルメンテナンス実習				50	実 習		3
	専 門 科 目 計	150	358	181	278		33	36
総 科 目 合 計		195	358	249	278			
年 間 履 修 時 間 数		553		527		年間取得 単位数	36	42
履 修 時 間 合 計		1080				取得単位 合計	78	

課 程		専門課程				授 業 形 態	単位数	
科		自動車システム工学科					3 学年	4 学年
学 年		第 3 学年		第 4 学年				
科 目 名		必須		必須				
		学科	実習	学科	実習			
一 般 科 目	コンプライアンス 3	12				講 義	1	
	コンプライアンス 4			17		講 義		2
	財務・会計	15				講 義	1	
	企業経営	15				講 義	1	
	行事体育	15		15				
	一 般 科 目 計	57		32			3	2
専 門 学 科	エンジン制御工学 1	40				講 義	4	
	エンジン制御工学 2	35				講 義	4	
	シャシ制御工学 1	40				講 義	4	
	シャシ制御工学 2	35				講 義	4	
	新技術エンジン工学	25				講 義	3	
	新技術シャシ工学	25				講 義	3	
	総合診断・環境・安全	15				講 義	1	
	法令・検査	20				講 義	2	
	E V ・ H E V システム	15				講 義	1	
	A S V ・ 次世代自動車			20		講 義		2
	自動車概論			70		講 義		8
	サービスマネージメント			36		講 義		4
自動車システム総合			90		講 義		10	
専 門 実 習	高度エンジン制御実習		30			実 習	1	
	高度シャシ制御実習 1		30			実 習	1	
	車両検査実務実習 1		30			実 習	1	
	新技術制御実習 1		30			実 習	1	
	高度電動車制御実習		30			実 習	1	
	高度シャシ制御実習 2		30			実 習	1	
	車両検査実務実習 2		30			実 習	1	
	新技術制御実習 2		30			実 習	1	
	システム故障診断 ASV 実習		45			実 習	2	
	総合診断技術実習		45			実 習	2	
	専 門 科 目 計	250	330	216			38	24
実 務 実 習	インターンシップ				112	実 習		6
	電子制御システム総合				110	実 習		6
	高難度故障診断				110	実 習		6
	トータルメンテナンス				90	実 習		5
	実 務 実 習 計				422			23
総 科 目 合 計		307	330	248	422			
年 間 履 修 時 間 数		637		670		年間取得 単位数	41	49
履 修 時 間 合 計		1307				取得単位 合計	90	

課 程	専門課程									単位数			
科	自動車システム工学科									1 学年	2 学年	3 学年	4 学年
学 年	第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年		第 4 学年						
科 目 名	必須		必須		必須		必須						
	学科	実習	学科	実習	学科	実習	学科	実習					
一般科目計	45		68		57		32			3	6	3	2
専門科目計	150	358	181	278	250	330	216			33	36	38	24
総科目合計	195	358	249	278	307	330	248	422	年間取得 単位数	36	42	41	49
年 間 履 修 時 間 数	553		527		637		670						
履 修 時 間 合 計	2387								取得単位 合計	168			

（４）科目及び講義内容

【１年次 一般科目】

コンプライアンス １

コンプライアンスとは何か、会社と組織の見方、仕事の基本、ビジネス常識やビジネスマナーなどを学習する。また、ハラスメント、交通安全、交通違反など幅広い知識を習得する。

特別学習

地球の温暖化や資源の枯渇など環境に対する意識を身につける。国内自動車メーカーに関する知識や三級自動車整備士（総合）問題について学習する。

【１年次 専門科目：学科】

エンジン １

ガソリン・エンジンを主として内燃機関の基本構造および作動を学び、燃焼、排出ガス特性、燃焼室の特徴及び構造や作動について学習する。またディーゼル・エンジンにおいてもガソリン・エンジンとの相違点を学習する。

燃料噴射装置 １

ガソリン・エンジンの電子制御燃料噴射装置及び、ディーゼル・エンジンの燃料装置の構造や作動について学ぶ。

パワートレイン １

動力伝達装置であるクラッチ、ディファレンシャルの種類や構造及び作動について学ぶことにより、日常使用している自動車の構造について理解を深める。

サスペンション １

サスペンションやステアリング装置の種類や構造及び作動について学ぶことにより、日常使用している自動車の構造について理解を深める。また、自動車が「止まる」のに必要なブレーキ装置については、装置の種類や構成及び作動と安全装置について習得する。

電子制御回路

自動車にはさまざまな電装品が使用されているが、電気は自動車に必要な不可欠なものとなっている。この科目では回路計算を通じて電気の概要を理解すること、磁気や半導体に関する基礎知識を身につけること、またエンジンを始動するために必要なバッテリーの構造、機能を理解することを通じ、電気の基礎を学ぶ。

エンジン電装品 １

自動車にはエンジンを始動する始動装置、バッテリーを充電する充電装置、エンジン燃焼のための点火源を制御する点火装置などの電装品があり、それらの重要な電気装置について

知識を深める。

シャシ電装品 1

自動車には灯火装置、計器、冷暖房装置などの電装品があり、各装置をつなぐ通信システムを含めた重要な電気装置について知識を深める。

自動車保安基準

道路運送車両法の保安基準と自動車の検査方法を理解し、お客様のカーライフをサポートできるエンジニアを育成する。さらに不正改造の防止、安全性の確保と公害防止を積極的にアピールし、信頼されるエンジニアを目指す。

工学一般

自動車の基本構造から使用される材料の特徴、燃料や潤滑剤の種類と特徴などについて幅広く学習する。

【1年次 専門科目：実習】

基礎実習

車両の基本的部分の名称と取扱方法の基本を理解し、安全な作業の方法を身につける。
また、エンジンの基本構造を理解するとともに、電気系の点検に必要なサーキット・テストの取扱い方法について習得する。

エンジン実習 1

ガソリン・エンジンの分解、組み立て等を通して、基本的な構造、作動を理解すると共に実践的な技術を身につける。

パワートレイン実習

動力伝達装置の基本構造を理解すると共に分解、組み立ての基本的作業及び手順を理解し、自動車のパワートレインについて学習する。動力伝達装置の特にトランスミッション及びディファレンシャルについて基本構造を理解すると共に分解、組み立ての基本的な作業手順を理解する。また、作業時の安全確認も習得する。

電気回路実習

現在の自動車は細部にわたり電子制御化されている。それら電気装置の基礎および測定機器の基本的な使用方法について習得する。

エンジン実習 2

ディーゼル・エンジン整備の基礎を身につける。列型及び分配型インジェクション・ポンプ、インジェクション・ノズルの構造を理解する。また、インジェクション・ポンプについては教材を用いて、基本点検作業技術を習得する。

ブレーキ実習

ブレーキの分解、組み立てを通して、基本的な構造や作動を理解すると共に実践的な技術を身につける。また、ブレーキ装置の構成部品の点検や測定方法を習得する。

サスペンション実習

実車を使用した脱着作業により、サスペンションの基本的な構造や作動を理解すると同時に実践的な技術も身につける。また、ステアリング装置の構成部品の点検や測定方法を習得する。

タイヤ実習

自動車用タイヤの構造や脱着方法、及びタイヤバランス取り作業等について実践的な技術を身につけるとともに、タイヤ交換作業に付随する空気充填作業における安全な作業方法を習得する。また、機械加工技術等を向上させるために、ガス溶接とアーク溶接技術を習得する。

バイクメンテナンス実習

二輪車のエンジン、ブレーキ、サスペンションの構造を理解し、快適な走行をするために必要な点検要領を習得する。

自動車電装実習

自動車のボデーには運転者や周囲に運転状況や安全を確保するための灯火類をはじめ様々な電気装置が取り付けられる。これらのボデー電装品について、実習を通して構造を理解するとともにそのメンテナンス方法の習得を目的とする。また、エンジン電装である始動及び充電装置について、分解、組み立てを通して構造や作動及び点検要領を習得する。

自動車点検実習 1（企業連携実習）

自動車の検査整備に関する法令と、点検整備に関する基本的作業並びに点検整備記録簿の記入方法について習得する。

【2年次 一般科目】

コンプライアンス 2

道路運送車両法を遵守し、整備士として又は整備主任者としての使命を理解する。さらに社会人として必要なマナーについて、名刺交換や電話応対など実践的なスキルを身につける。

パソコン実務

文書作成ソフトを使用したビジネス文書の作成や、表計算ソフトを使用し関数を用いたデータ集計やグラフ化を行い実務で利用できるパソコンの基本操作を習得する。

環境経営システム

地球の温暖化や資源の枯渇など我々が現在置かれている状況を理解することにより、環境

に対する意識を高める。また、地球環境と車社会の関係を考えながら、将来の整備工場の姿を考えていく。

特別学習

二級自動車整備士（総合）試験を受験するための対策授業を中心に行う。

【2年次 専門科目：学科】

メカニク工学

二、三級自動車整備士（総合）学科試験過去計算問題の考え方、解き方を重点に解説を行い、応用問題にも対応できるようにする。

エンジン2

エンジン1で学んだ知識をもとに、可変バルブ機構や過給装置及び排気ガス浄化の対応策を学習する。

燃料噴射装置2

ガソリン・エンジン用電子制御式燃料噴射装置について、センサ信号特性、コンピュータによる制御、アクチュエータ作動特性について学ぶ。また、ディーゼル・エンジン用電子制御式噴射ポンプやコモンレール式燃料噴射装置、ユニット・インジェクタについても学習する。

パワートレイン2

電子制御式AT、差動制限型ディファレンシャルなどを学び、走行性能や燃費向上について学習する。さらに、エア式ブレーキやABSを学び、安全意識を高める。

サスペンション2

アクスル・サスペンション及びステアリング機構やホイール・アライメントにおける構造、正しい整備方法、調整方法を学び、快適なドライビングを実現する知識を習得する。

エンジン電装品2

本講義では、エンジンに関する電装品について学習する。バッテリーをはじめ、始動装置、発電、充電からエンジンを制御する点火装置、ディーゼル・エンジンの予熱装置までを学ぶ。また構造や作動のみならず、故障事例や点検修理、フェイルセーフなど実務に沿った内容も学習する。

シャシ電装品2

自動車の電装品は、自動車を安全及び快適に運転するために不可欠なものである。本講義では、シャシ電装品の構造、機能、作動について基礎から学ぶ。また次世代自動車整備に欠かせないCAN通信の基礎や、外部診断器の扱い方も含めて、実際の不具合についての点検、整備に関する手法を学習する。

自動車車両法

自動車車両法を理解し、お客様のカーライフをサポートできるエンジニアを育成する。さらに不正改造の防止、安全性の確保と公害防止を積極的にアピールし、信頼されるエンジニアを目指す。

次世代自動車

地球環境保護や燃料費の高騰等、自動車を取り巻く環境は厳しさを増している中で、有害排出ガスが少なく燃費が良いハイブリッド車や、排出ガスを発生せず燃料を使用しない電気自動車に動力源は移行しつつある。この科目では今後主流となる次世代自動車の構造や技術について学ぶ。

整備総合

2年間の総まとめとして、エンジン、シャシ、電装、その他の部門について、構造、作動及びその整備方法を復習することにより、二級自動車整備士（総合）に必要な知識を確実に身につける。

【2年次 専門科目：実習】

エンジン制御実習 1

電子制御式燃料噴射エンジンについて基本的な各システムの構造、作動及び点検方法を学習するとともに自己診断の確認と外部診断器の取り扱いを学び、故障診断をできるようにする。

大型自動車実習（企業連携実習）

貨物車両のサスペンション構造を理解し、O/H、点検作業要領を習得する。また、エア・ブレーキの構造及び作動や、電動式パワー・ステアリング（EPS）の種類、構造についても学ぶ。

電動車&電動エアコン実習

EV・HEV等の電動車へと変革している自動車業界で活躍できるエンジニアとなれるよう、電動車の基礎から整備技術まで幅広く習得する。さらに高電圧に係わる回路の診断や点検整備に必要な「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」についても学ぶ。また、カー・エアコン、電動カー・エアコン、SRSエアバッグ・システム、パワー・ステアリング等の分解組み立て作業を通して、構造、機能、作動を理解し、故障診断までの技術を習得する。

エンジン制御実習 2

電子制御式ディーゼル・エンジンの高圧燃料噴射装置および電子制御式ガソリン・エンジンの燃料噴射装置について、各システムの構造、作動及び点検方法を確認しながら基本的な部分から学習する。また、自己診断の確認と外部診断器の取り扱いを学び、故障診断をできるようにする。その他バイクに関する構造について学習する。

A T & C V T 実習

電子制御式 A T と現在主流である C V T の知識を深め、走行性能、燃費性能について学習する。また、装置の分解、組み立てを経験し構造を学び、基本点検、診断器を活用した故障診断技術を身につける。

自動車点検実習 2

指定自動車整備事業者の作業の流れに従った、自動車検査方法を修得すると共に、道路運送車両法の保安基準を理解し、不正改造の防止についてお客様に説明が出来るエンジニアを育成する。また、自動車の走行安定性を向上させるホイール・アライメントの測定及び調整方法も修得する。

ビークルメンテナンス実習

これまでの実習を通して得た技術を更に高める為、自動運転に欠かせないカメラ等のエーミング作業や電動車に関する新機構や特殊機構についての知識及び整備技術を習得する。また、実作業において重要である定期点検及び整備多頻度作業についても確実に実施できる技術を身につけることを目的とする。

【3 年次 一般科目】

コンプライアンス 3

整備主任者あるいは自動車検査員として必要となる知識・技能を学ぶ。特に最近改正された自動車関連の法令及び通達については幅広く知識を習得する。

財務・会計

自動車整備業における経理について、基本的な収益と支出の関係や、整備工賃の算出方法、収益内容など多岐にわたり基礎知識を習得する。

企業経営

企業を安定経営し、発展させていく上で必要とされる知識や発想について学ぶ。

【3 年次 専門科目：学科】

エンジン制御工学 1

多様化するエンジン電子制御装置を理解するための電気回路の基本的な特性、回路の測定技術を習得する。

エンジン制御工学 2

多様化するエンジン電子制御装置のうち、アクチュエータの構造・作動・点検方法を学ぶとともに、高度診断技術として系統ごとの故障探究方法を修得する。

シャシ制御工学 1

多様化する自動車シャシ電子制御装置であるオートマティック・トランスミッション、電

動式パワー・ステアリングの構造、作動及び回路図について、これらの基本と応用知識を活用した、実践的な診断整備技術の手法を学ぶ。

シャシ制御工学 2

多様化する自動車シャシ電子制御装置であるアンチロック・ブレーキ・システム及びオート・エアコンの構造、作動及び回路図について、これらの基本と応用知識を活用した、実践的な診断整備技術の手法を学ぶ。

新技術エンジン工学

圧縮天然ガス自動車、筒内噴射式ガソリン・エンジン、コモンレール式高圧燃料噴射システムの各最新エンジンの構造、作動、機能に加え、各種装置の取扱いや注意事項を含めた整備技術を学ぶ。

新技術シャシ工学

無段変速機（CVT）や車両安定制御装置、SRSEア・バッグ及びプリテンショナ・シート・ベルトの構造・機能を理解し、点検・整備のポイントを学習する。

総合診断・環境・安全

環境に対する配慮も欠かすことはできない。本講義ではCSの理解をはじめ、地球環境、産業廃棄物の処理要領等について説明し、また、自動車整備工場に特有の廃棄物（タイヤ、フロンガス）や工場騒音についても適正な処置について習得する。

法令・検査

道路運送車両法、車両法施行規則、自動車点検基準、道路運送車両法の保安基準、自動車関係法令を理解し、一級自動車整備士（総合）に必要な知識だけでなく、将来、自動車検査員資格の取得にも対応できる技術、知識を身につける。

EV・HEVシステム

主としてハイブリッド車の制御システムについて、種類、構造、作動及び各運転状態における制御について学習する。特にモータ制御、インバータ制御については、最新の電気自動車やハイブリッド・システムを事例としてより深く学習する。

【3年次 専門科目：実習】

高度エンジン制御実習

電子制御式エンジンの各装置の機能確認と分解、点検、調整、整備、組立作業、故障探究を行い、一級自動車整備士（総合）に相応しい知識と技能を習得する。

高度シャシ制御実習 1

電子制御式オートマティック・トランスミッション、無段変速機の機能確認と分解、組立作業、調整、測定、故障探究を行う。車のメーカーを問わず、作業できるように基礎から応用まで理解する。

車両検査実務実習 1

整備工場における日常の行動手順を習得し、確実な定期点検作業が実施できる力を身につけ、正確な定期点検記録簿作成ができるようになる。

新技術制御実習 1

コモン・レール、筒内噴射式ガソリン・エンジン自動車について制御確認と故障診断を行う。

高度電動車制御実習

整備マニュアルを参照し、車両からエンジンを取り外し、エンジン本体分解、測定作業、エンジン組み立て、エンジン取付けの一連の流れを行う。

高度シャシ制御実習 2

A S V（アドバンスド・セーフティ・ビークル）について制御確認と故障診断を行う。
C A Nシステムの構造と波形を確認する。
ドアミラー回路を確認、不具合発生時の作動を確認する。

車両検査実務実習 2

検査ライン機器の取扱いを学び、整備工場での継続検査の流れを確認後、教材車で訓練する。また、ナンバー付車両の点検整備と検査により定期点検整備作業、自動車検査業務の実施要領について体得する。

新技術制御実習 2

A B S（アンチロック・ブレーキ・システム）、V S C（ビークル・スタビリティ・コントロール）、E P S（電動パワー・ステアリング）について制御確認と故障診断を行う。

システム故障診断 A S V 実習

振動・騒音の基本的な成り立ちを学習し、心理的要因に左右される音、振動の周波数等を測定することにより数値化し、系統別に分類し理解する。又、振動騒音を効率良く低減、若しくは発生源の特定及び修理するための技術も学ぶ。

総合診断技術実習

整備工場において、自動車の総合的な診断を行う。お客様から得た情報を元に故障原因を推測再現し、より短期間で修理できるような整備プランを作成する。さらに、その整備プランをお客様へ提案し顧客満足度を高められるような整備を展開する。

【4 年次 専門科目：学科】

A S V ・次世代自動車

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車について学ぶ。

自動車概論

エンジン、シャシ、ボデーの各電子制御装置、各新機構の機能確認と分解、点検、調整、整備、組立作業、故障探求を総合的に理解する。模擬問題を実施し、より深く内容を確認する。

サービスマネージメント

将来、企業経営に携わることを念頭に、サービスを提供する組織のあり方と、その活動の指針を導く経営活動について学んでいく。また、サービスマネージメントを実際に行っていく上での基本的な仕組みについての考え方についても学習する。

自動車システム総合

エンジン電子制御装置、シャシ電子制御装置に関し、自動車整備士技能検定における最上位資格者にふさわしい知識を確実に修得すること、また、自らが積極的に学ぶ姿勢を身につけ、社会人として必要不可欠な心構えを修練することを狙いとする。

【4年次 専門科目：実習】

インターンシップ

整備工場での整備作業を通じ、仕事というものの本質を考え、学校で学ぶ理論と実際の違いを体感し、社会人としての基礎を身につける。また、現場での緊張感ある実作業を体験し、様々な作業を体得、修得することにより応用力を養うことを目的にする。

電子制御システム総合

電気回路の復習をすると共に各メーカーの電子制御についてセンサ、アクチュエータの電圧測定を実施すると共に制御方法、不具合現象、フェイルセーフの違いを理解する。また、ASV車両のエーミングや実践的な問診方法を学ぶ。

高難度故障診断

各センサ、アクチュエータの故障による現象を確認すると共に車両におけるトラブルシュートサーキット・テスト、外部診断器を用いて行い、実践的な作業を身に付ける。

また、実際の登録自動車を用いて定期点検整備、車検整備、故障探究を行い点検整備の受入～引渡しまでの流れを身に付ける。

トータルメンテナンス

4年間で学んできたあらゆる整備技術を駆使し、与えられた課題をこなしながら整備技術の総合力の更なる向上を目指す。また、ナンバー付車両による車検や点検整備を通じ、整備工場で十分通用する整備技術の習得を目指す。

※自動車システム工学科3，4年次の教育課程及び科目内容は、令和9年4月より一級自動車整備士（総合）資格に切り替わる関係で変更となることをご承知おきください。

5. 自動車整備科

(1) 教育目標・教育課程

本科は、自動車整備士として取得できる二級自動車整備士（総合）の資格取得は勿論のこと、より高度な各種電子制御装置に対応できるエンジニアの養成を目指している。

本科の授業の特徴は、国内自動車全メーカーの電子制御化されたエンジンを始め、オートマチック・トランスミッション、パワー・ステアリング等の最新の教材を使用し、また実車についてもメーカーを問わない人気車種を使用して、基本作業から応用作業まで自動車整備全般についての技術が自然に習得できるカリキュラムとなっている。

授業形態は、専門知識の習得を目標とした学科教育と整備技術の習熟を目的とする実技教育とに分け、それぞれを体系的に実施することにより、“理解しやすい授業”を展開する。また、2年次の後期にはビークルメンテナンス実習を設け、より高度な整備技術にも対応できる内容としている。

自動車整備士資格以外にも損害保険募集人、ソーシャル検定、ガス溶接技能講習、中古自動車査定士、危険物取扱者資格、そして電気自動車整備特別教育など多岐にわたり指導している。

卒業し企業に入社した際は、整備主任者、さらには自動車検査員として活躍の場が広がり、自らが整備するだけでなく、他の者が整備した車両等について、安全かつ法的に正常かどうかの判定者としてその責務を果たすことが期待される。

(2) 資格取得目標

① 二級自動車整備士資格（総合）

認証工場において義務付けられている資格であり、将来的に整備管理者に選任されることはもとより、整備主任者として活躍できる道も開かれる。

② ソーシャル検定（中級）

仕事をするにあたっての基本的な取り組み方、会社組織の役割、ビジネスの常識など、社会人としての基本となる知識を身につける。更にはコンプライアンスという現代社会に必要な考え方も理解でき、就職活動にも役立つ資格である。

③ 損害保険募集人資格

日本損害保険協会が主催する資格で自動車損害賠償責任保険、任意保険などの自動車関連保険の知識を習得するとともに、火災、損害保険等の取り扱い業務を行う場合に必要となる資格である。

④ ガス溶接技能講習修了証【希望者】

アセチレンガスを用いて行う溶接作業に従事する者に必要な資格で、労働安全衛生法により、この講習が義務づけられている。

⑤ 危険物取扱者資格（乙種）【希望者】

指定数量以上のガソリンや軽油等の危険物を取り扱う事業所（自動車整備工場やガソリンスタンド等）には、危険物取扱者の資格（乙種第4類）を取得した者の在籍が義務づけられている。

⑥ 電気自動車等の整備特別教育修了証

50Vを超えるバッテリーを内蔵する自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の整備の業務に従事する者は、労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑦ 中古自動車査定士技能検定【希望者】

中古自動車の資産評価、推定価格や事故減価の査定を行う技能を身につける。経済産業省および国土交通省が認可した「一般財団法人 日本自動車査定協会」が実施運営する資格である。本校では小型中古自動車査定士の技能検定を対象としている。

⑧ アーク溶接特別教育修了証

アーク溶接作業に従事する者は、災害防止の観点から労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑨ タイヤ空気充填作業特別教育修了証

自動車タイヤの組み立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする業務に従事する者に対し、労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑩ 研削といしの取替え等にかかる特別教育修了証

ハンドディスクグラインダや卓上グラインダ、切断機などの研削といしを交換するため
に必要となる特別教育である。

⑪ 巻き上げ機（ウインチ）特別教育修了証

動力により駆動される巻き上げ機の運転に従事する者は労働安全衛生法に基づいて特別教
育が義務づけられている。

(3) 教育課程表

専門課程 自動車整備科

教育課程及び授業単位数・授業時数

(1 時間＝90 分)

課 程		専門課程				授業 形態	単位数	
科		自動車整備科					1 学年	2 学年
学 年		第 1 学年		第 2 学年				
科 目 名		必須		必須				
		学科	実習	学科	実習			
一 般 科 目	コンプライアンス 1	12				講 義	1	
	コンプライアンス 2			17		講 義		2
	パソコン実務			9		講 義		1
	環境経営システム			9		講 義		1
	行事体育	15		15				
	特別学習	18		18		講 義	2	2
	一 般 科 目 計	45		68			3	6
専 門 学 科	エンジン 1	18				講 義	2	
	燃料噴射装置 1	18				講 義	2	
	パワートレイン 1	18				講 義	2	
	サスペンション 1	18				講 義	2	
	電子制御回路	18				講 義	2	
	エンジン電装品 1	12				講 義	1	
	シャシ電装品 1	12				講 義	1	
	自動車保安基準	18				講 義	2	
	工学一般	18				講 義	2	
	メカニック工学			17		講 義		2
	エンジン 2			17		講 義		2
	燃料噴射装置 2			17		講 義		2
	パワートレイン 2			17		講 義		2
	サスペンション 2			17		講 義		2
	エンジン電装品 2			9		講 義		1
	シャシ電装品 2			9		講 義		1
	自動車車両法			17		講 義		2
	次世代電動車			9		講 義		1
	整備総合			52		講 義		6
専 門 実 習	基礎実習		17			実 習	1	
	エンジン実習 1		36			実 習	2	
	パワートレイン実習		36			実 習	2	
	電気回路実習		36			実 習	2	
	エンジン実習 2		35			実 習	2	
	ブレーキ実習		35			実 習	2	
	サスペンション実習		35			実 習	2	
	タイヤ実習		32			実 習	1	
	バイクメンテナンス実習		32			実 習	1	
	自動車電装実習		32			実 習	1	
	自動車点検実習 1		32			実 習	1	
	エンジン制御実習 1				38	実 習		2
	大型自動車実習				38	実 習		2
	電動車&電動エアコン実習				38	実 習		2
	エンジン制御実習 2				38	実 習		2
	A T & C V T 実習				38	実 習		2
	自動車点検実習 2				38	実 習		2
ビークルメンテナンス実習				50	実 習		3	
専 門 科 目 計	150	358	181	278		33	36	
総 科 目 合 計		195	358	249	278			
年 間 履 修 時 間 数		553		527		年間取得 単位数	36	42
履 修 時 間 合 計		1080				取得単位 合計	78	

（４）科目及び講義内容

【１年次 一般科目】

コンプライアンス １

コンプライアンスとは何か、会社と組織の見方、仕事の基本、ビジネス常識やビジネスマナーなどを学習する。また、ハラスメント、交通安全、交通違反など幅広い知識を習得する。

特別学習

地球の温暖化や資源の枯渇など環境に対する意識を身につける。国内自動車メーカーに関する知識や三級自動車整備士問題について学習する。

【１年次 専門科目：学科】

エンジン １

ガソリン・エンジンを主として内燃機関の基本構造および作動を学び、燃焼、排出ガステ性、燃焼室の特徴及び構造や作動について学習する。またディーゼル・エンジンにおいてもガソリン・エンジンとの相違点を学習する。

燃料噴射装置 １

ガソリン・エンジンの電子制御燃料噴射装置及び、ディーゼル・エンジンの燃料装置の構造や作動について学ぶ。

パワートレイン １

動力伝達装置であるクラッチ、ディファレンシャルの種類や構造及び作動について学ぶことにより、日常使用している自動車の構造について理解を深める。

サスペンション １

サスペンションやステアリング装置の種類や構造及び作動について学ぶことにより、日常使用している自動車の構造について理解を深める。また、自動車が「止まる」のに必要なブレーキ装置については、装置の種類や構成及び作動と安全装置について習得する。

電子制御回路

自動車にはさまざまな電装品が使用されているが、電気は自動車に必要な不可欠なものとなっている。この科目では回路計算を通じて電気の概要を理解すること、磁気や半導体に関する基礎知識を身につけること、またエンジンを始動するために必要なバッテリーの構造、機能を理解することを通じ、電気の基礎を学ぶ。

エンジン電装品 １

自動車にはエンジンを始動する始動装置、バッテリーを充電する充電装置、エンジン燃焼の

ための点火源を制御する点火装置などの電装品があり、それらの重要な電気装置について知識を深める。

シャシ電装品 1

自動車には灯火装置、計器、冷暖房装置などの電装品があり、各装置をつなぐ通信システムを含めた重要な電気装置について知識を深める。

自動車保安基準

道路運送車両法の保安基準と自動車の検査方法を理解し、お客様のカーライフをサポートできるエンジニアを育成する。さらに不正改造の防止、安全性の確保と公害防止を積極的にアピールし、信頼されるエンジニアを目指す。

工学一般

自動車の基本構造から使用される材料の特徴、燃料や潤滑剤の種類と特徴などについて幅広く学習する。

【1年次 専門科目：実習】

基礎実習

車両の基本的部分の名称と取扱方法の基本を理解し、安全な作業の方法を身につける。
また、エンジンの基本構造を理解するとともに、電気系の点検に必要なサーキット・テストの取扱い方法について習得する。

エンジン実習 1

ガソリン・エンジンの分解、組み立て等を通して、基本的な構造、作動を理解すると共に実践的な技術を身につける。

パワートレイン実習

動力伝達装置の基本構造を理解すると共に分解、組み立ての基本的作業及び手順を理解し、自動車のパワートレインについて学習する。動力伝達装置の特にトランスミッション及びディファレンシャルについて基本構造を理解すると共に分解、組み立ての基本的な作業手順を理解する。また、作業時の安全確認も習得する。

電気回路実習

現在の自動車は細部にわたり電子制御化されている。それら電気装置の基礎および測定機器の基本的な使用方法について習得する。

エンジン実習 2

ディーゼル・エンジン整備の基礎を身につける。列型及び分配型インジェクション・ポンプ、インジェクション・ノズルの構造を理解する。また、インジェクション・ポンプについては教材を用いて、基本点検作業技術を習得する。

ブレーキ実習

ブレーキの分解、組み立てを通して、基本的な構造や作動を理解すると共に実践的な技術を身につける。また、ブレーキ装置の構成部品の点検や測定方法を習得する。

サスペンション実習

実車を使用した脱着作業により、サスペンションの基本的な構造や作動を理解すると同時に実践的な技術も身につける。また、ステアリング装置の構成部品の点検や測定方法を習得する。

タイヤ実習

自動車用タイヤの構造や脱着方法、及びタイヤバランス取り作業等について実践的な技術を身につけるとともに、タイヤ交換作業に付随する空気充填作業における安全な作業方法を習得する。また、機械加工技術等を向上させるために、ガス溶接とアーク溶接技術を習得する。

バイクメンテナンス実習

二輪車のエンジン、ブレーキ、サスペンションの構造を理解し、快適な走行をするために必要な点検要領を習得する。

自動車電装実習

自動車のボデーには運転者や周囲に運転状況や安全を確保するための灯火類をはじめ様々な電気装置が取り付けられる。これらのボデー電装品について、実習を通して構造を理解するとともにそのメンテナンス方法の習得を目的とする。また、エンジン電装である始動及び充電装置について、分解、組み立てを通して構造や作動及び点検要領を習得する。

自動車点検実習 1（企業連携実習）

自動車の検査整備に関する法令と、点検整備に関する基本的作業並びに点検整備記録簿の記入方法について習得する。

【2年次 一般科目】

コンプライアンス 2

道路運送車両法を遵守し、整備士として又は整備主任者としての使命を理解する。さらに社会人として必要なマナーについて、名刺交換や電話応対など実践的なスキルを身につける。

パソコン実務

文書作成ソフトを使用したビジネス文書の作成や、表計算ソフトを使用し関数を用いたデータ集計やグラフ化を行い実務で利用できるパソコンの基本操作を習得する。

環境経営システム

地球の温暖化や資源の枯渇など我々が現在置かれている状況を理解することにより、環境

に対する意識を高める。また、地球環境と車社会の関係を考えながら、将来の整備工場の姿を考えていく。

特別学習

二級自動車整備士（総合）試験を受験するための対策授業を中心に行う。

【2年次 専門科目：学科】

メカニク工学

二、三級自動車整備士（総合）学科試験過去計算問題の考え方、解き方を重点に解説を行い、応用問題にも対応できるようにする。

エンジン2

エンジン1で学んだ知識をもとに、可変バルブ機構や過給装置及び排気ガス浄化の対応策を学習する。

燃料噴射装置2

ガソリン・エンジン用電子制御式燃料噴射装置について、センサ信号特性、コンピュータによる制御、アクチュエータ作動特性について学ぶ。また、ディーゼル・エンジン用電子制御式噴射ポンプやコモンレール式燃料噴射装置、ユニット・インジェクタについても学習する。

パワートレイン2

電子制御式AT、差動制限型ディファレンシャルなどを学び、走行性能や燃費向上について学習する。さらに、エア式ブレーキやABSを学び、安全意識を高める。

サスペンション2

アクスル・サスペンション及びステアリング機構やホイール・アライメントにおける構造、正しい整備方法、調整方法を学び、快適なドライビングを実現する知識を習得する。

エンジン電装品2

本講義では、エンジンに関する電装品について学習する。バッテリーをはじめ、始動装置、発電、充電からエンジンを制御する点火装置、ディーゼル・エンジンの予熱装置までを学ぶ。また構造や作動のみならず、故障事例や点検修理、フェイルセーフなど実務に沿った内容も学習する。

シャシ電装品2

自動車の電装品は、自動車を安全及び快適に運転するために不可欠なものである。本講義では、シャシ電装品の構造、機能、作動について基礎から学ぶ。また次世代自動車整備に欠かせないCAN通信の基礎や、外部診断器の扱い方も含めて、実際の不具合についての点検、整備に関する手法を学習する。

自動車車両法

自動車車両法を理解し、お客様のカーライフをサポートできるエンジニアを育成する。さらに不正改造の防止、安全性の確保と公害防止を積極的にアピールし、信頼されるエンジニアを目指す。

次世代自動車

地球環境保護や燃料費の高騰等、自動車を取り巻く環境は厳しさを増している中で、有害排出ガスが少なく燃費が良いハイブリッド車や、排出ガスを発生せず燃料を使用しない電気自動車に動力源は移行しつつある。この科目では今後主流となる次世代自動車の構造や技術について学ぶ。

整備総合

2年間の総まとめとして、エンジン、シャシ、電装、その他の部門について、構造、作動及びその整備方法を復習することにより、二級自動車整備士に必要な知識を確実に身につける。

【2年次 専門科目：実習】

エンジン制御実習 1

電子制御式燃料噴射エンジンについて基本的な各システムの構造、作動及び点検方法を学習するとともに自己診断の確認と外部診断器の取り扱いを学び、故障診断をできるようにする。

大型自動車実習（企業連携実習）

貨物車両のサスペンション構造を理解し、O/H、点検作業要領を習得する。また、エア・ブレーキの構造及び作動や、電動式パワー・ステアリング（EPS）の種類、構造についても学ぶ。

電動車＆電動エアコン実習

EV・HEV等の電動車へと変革している自動車業界で活躍できるエンジニアとなれるよう、電動車の基礎から整備技術まで幅広く習得する。さらに高電圧に係わる回路の診断や点検整備に必要な「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」についても学ぶ。また、カー・エアコン、電動カー・エアコン、SRSEエアバッグ・システム、パワー・ステアリング等の分解組み立て作業を通して、構造、機能、作動を理解し、故障診断までの技術を習得する。

エンジン制御実習 2

電子制御式ディーゼル・エンジンの高圧燃料噴射装置および電子制御式ガソリン・エンジンの燃料噴射装置について、各システムの構造、作動及び点検方法を確認しながら基本的な部分から学習する。また、自己診断の確認と外部診断器の取り扱いを学び、故障診断をできるようにする。その他バイクに関する構造について学習する。

A T & C V T 実習

電子制御式A Tと現在主流であるC V Tの知識を深め、走行性能、燃費性能について学習する。また、装置の分解、組み立てを経験し構造を学び、基本点検、診断器を活用した故障診断技術を身につける。

自動車点検実習 2

指定自動車整備事業者の作業の流れに従った、自動車検査方法を修得すると共に、道路運送車両法の保安基準を理解し、不正改造の防止についてお客様に説明が出来るエンジニアを育成する。また、自動車の走行安定性を向上させるホイール・アライメントの測定及び調整方法も修得する。

ビークルメンテナンス実習

これまでの実習を通して得た技術を更に高める為、自動運転に欠かせないカメラ等のエーミング作業や電動車に関する新機構や特殊機構についての知識及び整備技術を習得する。また、実作業において重要である定期点検及び整備多頻度作業についても確実に実施できる技術を身につけることを目的とする。

6. 国際オートメカニク科

(1) 教育目標・教育課程

本科は、留学生を対象とした3年制の授業体系を整えている。1年次はエンジニアに必要な用語を重点に自動車整備の基礎基本を学び、2・3年次には二級自動車整備士（総合）に必要な知識・技術を習得し、高度な各種電子制御装置に対応できるエンジニアの養成を目指している。

本科の授業は、各自動車メーカーの電子制御化されたエンジンを始め、オートマティック・トランスミッション、パワー・ステアリング等の最新の教材や、メーカーを問わない人気車種を使用し、基本作業から応用作業まで自動車整備全般についての技術が自然に習得できるカリキュラムとなっていることが特徴である。

授業形態は、専門知識の習得を目標とした学科教育と整備技術の習熟を目標とする実技教育とに分け、それぞれを体系的に実施することにより、“理解しやすい授業”を展開する。また3年次の後期には課題研究、卒業研究の科目を設け高度な整備技術にも対応できる教育内容としている。

自動車整備士資格以外にも電気自動車整備特別教育、アーク溶接特別教育などの資格取得を目指す。就職先では整備主任者、さらには自動車検査員として活躍の場がある。それは自分で整備するだけでなく、他の者が整備した車両等について、安全かつ法的に正常か否の判定者としてその責務を果たしていくことが期待される。

(2) 資格取得目標

① 二級自動車整備士（総合）資格

認証工場において義務付けられている資格であり、将来的に整備管理者に選任されることはもとより、整備主任者として活躍できる道も開かれる。

② ソーシャル検定（中級）

仕事をするにあたっての基本的な取り組み方、会社組織の役割、ビジネスの常識など、社会人としての基本となる知識を身につける。更にはコンプライアンスという現代社会に必要な考え方も理解でき、就職活動にも役立つ資格である。

③ ガス溶接技能講習修了証【希望者】

アセチレンガスを用いて行う溶接作業に従事する者に必要な資格で、労働安全衛生法により、この講習が義務づけられている。

④ 電気自動車等の整備特別教育修了証

50Vを超える低圧のバッテリーを内蔵する自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の整備の業務に従事する者は、労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑤ アーク溶接特別教育修了証

アーク溶接作業に従事する者は、災害防止の観点から労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑥ タイヤ空気充填作業特別教育修了証

自動車タイヤの組み立てに係る業務のうち、空気圧縮機を用いてタイヤに空気を充てんする業務に従事する者に対し、労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

⑦ 研削といしの取替え等に係る特別教育修了証

ハンドディスクグラインダや卓上グラインダ、切断機などの研削といしを交換するために必要となる資格である。

⑧ 巻き上げ機（ウインチ）特別教育修了証

動力により駆動される巻き上げ機の運転に従事する者は労働安全衛生法に基づいて特別教育が義務づけられている。

(3) 教育課程表

専門課程 国際オートメカニク科 教育課程及び授業単位数・授業時数 (1時間＝90分)

課 程			専門課程						授業形態	単位数		
科			国際オートメカニク科							1 学年	2 学年	3 学年
学 年			第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年					
科 目 名			必須		必須		必須					
			学科	実習	学科	実習	学科	実習				
一 般 科 目	共 通	コンプライアンス 1			12				講 義		1	
		コンプライアンス 2					17		講 義			2
		メカニク日本語 1	10						講 義	1		
		メカニク日本語 2			10				講 義		1	
		パソコン実務 1	10						講 義	1		
		パソコン実務 2			10				講 義		1	
		企業研究			10				講 義		1	
		環境経営システム					10		講 義			1
		インターンシップ						20	実 習			1
		課題研究						90	実 習			5
		卒業研究					140		講 義			16
		行事体育	20		10		10					
		特別学習	10		17		30		講 義	1	2	3
一般科目計			50		69		207	110		3	6	28
専 門 学 科	メカニク工学 1	9						講 義	1			
	ガソリン・エンジン構造	22						講 義	2			
	ジーゼル・エンジン構造	22						講 義	2			
	シャシ構造 1	22						講 義	2			
	シャシ構造 2	22						講 義	2			
	電装品構造 1	25						講 義	3			
	メカニク工学 2			10				講 義		1		
	整備エンジン 1			22				講 義		2		
	シャシ構造 3			22				講 義		2		
	電装品構造 2			14				講 義		1		
	電子制御回路			18				講 義		2		
	自動車車両法			9				講 義		1		
	保安基準 1			9				講 義		1		
	シャシ構造 4			22				講 義		2		
	メカニク工学 3					10		講 義			1	
	整備エンジン 2					22		講 義			2	
	保安基準 2					10		講 義			1	
整備総合					30		講 義			3		
専 門 実 習	基礎実習		20					実 習	1			
	エンジン実習 1		30					実 習	1			
	パワートレイン実習		30					実 習	1			
	電気回路実習		30					実 習	1			
	エンジン実習 2		30					実 習	1			
	ブレーキ実習		30					実 習	1			
	サスペンション実習		30					実 習	1			
	タイヤ実習		24					実 習	1			
	バイクメンテナンス実習		24					実 習	1			
	自動車電装実習		24					実 習	1			
	自動車点検実習 1		24					実 習	1			
	エンジン制御実習 1				30			実 習		1		
	大型自動車実習				30			実 習		1		
	電動車&電動エアコン実習				30			実 習		1		
	エンジン制御実習 2				30			実 習		1		
	A T & C V T 実習				30			実 習		1		
	自動車点検実習 2				30			実 習		1		
	ビークルメンテナンス実習				96			実 習		5		
	整備総合実習						64	実 習			3	
専 門 科 目 計			122	296	126	276	72	64		23	23	10
総 科 目 合 計			172	296	195	276	279	174	年間取得 単位数	26	29	38
年間履修時間数			468		471		453					
履修時間合計			1392						取得単位 合計	93		

（４）科目及び講義内容

【１年次 一般科目】

メカニック日本語 １

自動車の名称、構造、作動を理解するには専門用語の知識が求められ、その基本知識としての日本語を習得する。

パソコン実務 １

インターネットの接続及び電子メールの送受信をはじめ、ワープロソフトを使ったビジネス文書を作成する演習を通じて、実務にて使用できるパソコンの基本操作を習得する。

特別学習

環境問題に関する基礎知識の習得、自動車整備士に求められる計算の基礎を学ぶ。

【１年次 専門科目：学科】

メカニック工学 １

自動車の基本構造から使用される材料の特徴、燃料や潤滑剤の種類と特徴などについて幅広く学習する。

ガソリン・エンジン構造

ガソリン・エンジンの基本構造および作動を学ぶ。また、燃料装置や排出ガス対策装置を理解するとともに電子制御燃料噴射装置についても学ぶ。

ディーゼル・エンジン構造

ディーゼル・エンジンの燃焼、排出ガス特性、燃焼室の特徴を学習するとともに、エンジン本体や燃料装置の構造や作動について学習する。

シャシ構造 １

クラッチ、ディファレンシャル、サスペンションの種類や構造及び作動について学ぶことにより、日常使用している自動車の構造について理解を深める。

シャシ構造 ２

ステアリング機構やホイール及びタイヤの構造、機能、種類を知ること、走行中におけるロード・ホールディングの重要性や旋回時などでのアライメント変化による影響を学ぶ。自動車が「止まる」のに必要なブレーキ装置については、装置の種類や構成及び作動と安全装置について習得する。

電装品構造 1

電気装置に関する基礎知識を学び、エンジンの作動に必要なバッテリー、始動装置、充電装置、点火装置、予熱装置について理解する。また、走行に必要なシャシ系電気装置の作動、機能について理解する。

【1年次 専門科目：実習】

基礎実習

車両の基本的部分の名称と取扱方法の基本を理解し、安全な作業の方法を身につける。また、エンジンの基本構造を理解するとともに、電気系の点検に必要なサーキットテストの取扱い方法について習得する。

エンジン実習 1

ガソリン・エンジンの分解、組み立て等を通して、基本的な構造、作動を理解すると共に実践的な技術を身につける。

パワートレイン実習

動力伝達装置の基本構造を理解すると共に分解、組み立ての基本的作業及び手順を理解し、自動車のパワートレインについて学習する。動力伝達装置の特にトランスミッション及びディファレンシャルについて基本構造を理解すると共に分解、組み立ての基本的な作業手順を理解する。また、作業時の安全確認も習得する。

電気回路実習

現在の自動車は細部にわたり電子制御化されている。それら電気装置の基礎および測定機器の基本的な使用方法について習得する。

エンジン実習 2

ディーゼル・エンジン整備の基礎を身につける。列型及び分配型インジェクション・ポンプ、インジェクション・ノズルの構造を理解する。また、インジェクション・ポンプについては教材を用いて、基本点検作業技術を習得する。

ブレーキ実習

ブレーキの分解、組み立てを通して、基本的な構造や作動を理解すると共に実践的な技術を身につける。また、ブレーキ装置の構成部品の点検や測定方法を習得する。

サスペンション実習

実車を使用した脱着作業により、サスペンションの基本的な構造や作動を理解すると同時に実践的な技術も身につける。また、ステアリング装置の構成部品の点検や測定方法を習得する。

タイヤ実習

自動車用タイヤの構造や脱着方法、及びタイヤバランス取り作業等について実践的な技術を身につけるとともに、タイヤ交換作業に付随する空気充填作業における安全な作業方法を習得する。また、機械加工技術等を向上させるために、ガス溶接とアーク溶接技術を習得する。

バイクメンテナンス実習

二輪車のエンジン、ブレーキ、サスペンションの構造を理解し、快適な走行をするために必要な点検要領を習得する。

自動車電装実習

自動車のボデーには運転者や周囲に運転状況や安全を確保するための灯火類をはじめ様々な電気装置が取り付けられる。これらのボデー電装品について、実習を通して構造を理解するとともにそのメンテナンス方法の習得を目的とする。また、エンジン電装である始動及び充電装置について、分解、組み立てを通して構造や作動及び点検要領を習得する。

自動車点検実習 1（企業連携実習）

自動車の検査整備に関する法令と、点検整備に関する基本的作業並びに点検整備記録簿の記入方法について習得する。

【2年次 一般科目】

コンプライアンス 1

コンプライアンスとは何か、会社と組織の見方、仕事の基本、ビジネス常識やビジネスマナーなどを学習する。また、ハラスメント、交通安全、交通違反など幅広い知識を習得する。

メカニック日本語 2

エンジニアとして必要な日本語能力を身に付けるため、日本語能力検定試験模擬問題を解くことで実力向上を図る。

パソコン実務 2

表計算ソフトの基本操作や、周辺機器を使用して画像を取り込む方法や図形を作成する基本操作を習得する。また、プレゼンテーションツールを使用し、実務においてパソコンを利用した発表方法を学ぶ。

企業研究

就職活動に基づいた企業セミナーに参加し、企業研究などを行う。

特別学習

環境問題に関する知識の習得及び就職活動に基づいた企業研究及び履歴書の作成を実施する。

【2年次 専門科目：学科】

メカニク工学2

自動車の基本構造から使用される材料の特徴、燃料や潤滑剤の種類と特徴などについて幅広く学習する。

整備エンジン1

エンジンの概要から性能や排出ガスの発生原理と対策等の基本を理解し、応用としてエンジンの性能を向上させる過給機等及び電子制御式燃料噴射装置などの原理を学ぶ。

シャシ構造3

自動車整備の中で電子制御オートマティク・トランスミッションやディファレンシャル、エア・ブレーキ・システムの構造を学ぶと共に、正しい整備方法、調整方法、修正方法を学習する。

電装品構造2

自動車の電装品は、自動車を安全及び快適に運転するために不可欠なものである。本講義では、エンジン電装に係る種々の装置について学習する。

電子制御回路

自動車には多くの電装品が使用されて、自動車に電気は必要不可欠なもので、磁気や半導体に関する基礎知識を身につける。またエンジンを始動するために必要なバッテリーやHV、EVバッテリーなどの構造・機能を理解することを通して、電気の基礎を学ぶ。

自動車車両法

道路運送車両法のうち、エンジニアが知識として修得しなければならない自動車特定整備事業者の行う検査、登録等についての申請業務が確実に出来るように学習する。

保安基準1

道路運送車両法の保安基準や安全性及び必要性を学び、エンジニアに求められる法知識を習得する。

シャシ構造4

小型車から大型車まで採用されているシャシ構造について原理や構造を理解すると共に、アライメント機構及びステアリング装置についての正しい整備方法、調整方法、修正方法を学習する。

【2年次 専門科目：実習】

エンジン制御実習 1

電子制御式燃料噴射エンジンについて各システムの構造、作動及び点検方法を確認しながら基本的な部分について学習するとともに自己診断の確認と外部診断器の取り扱いを学び、故障診断をできるようにする。

大型自動車実習（企業連携実習）

貨物車両のサスペンション構造を理解し、O/H、点検作業要領を習得する。また、エア・ブレーキの構造及び作動や、電動式パワー・ステアリング（EPS）の種類、構造についても学ぶ。

電動車＆電動エアコン実習

EV・HEV等の電動車へと変革している自動車業界で活躍できるエンジニアとなれるよう、電動車の基礎から整備技術まで幅広く習得する。さらに高電圧に係わる回路の診断や点検整備に必要な「電気自動車等の整備の業務に係る特別教育」についても学ぶ。また、カー・エアコン、電動カー・エアコン、SRSEエアバッグ・システム、パワー・ステアリング等の分解組み立て作業を通して、構造、機能、作動を理解し、故障診断までの技術を習得する。

エンジン制御実習 2

電子制御ジーゼル・エンジンの高圧燃料噴射装置および電子制御ガソリン・エンジンの燃料噴射装置について、各システムの構造、作動及び点検方法を確認しながら基本的な部分について学習する。また、自己診断の確認と外部診断器の取り扱いを学び、故障診断をできるようにする。その他バイクに関する構造について学習する。

AT&CVT実習

基礎的な油圧制御ATから最新のCVTの知識を深め、走行性能、燃費性能について学習する。また、装置の分解、組み立てを経験し構造を学び、診断器を活用した故障診断技術を身につける。

自動車点検実習 2

指定自動車整備事業者の作業の流れに従った、自動車検査方法を修得する。そして道路運送車両法の保安基準を理解し、不正改造の防止についてお客様に説明が出来るエンジニアを育成する。また、自動車の走行安定性を向上させるホイール・アライメントの測定及び調整方法も修得する。

ビークルメンテナンス実習

これまでの実習を通して得た技術を更に高める為、自動運転に欠かせないカメラ等のエーミング作業や電動車に関する新機構や特殊機構についての知識及び整備技術を習得す

る。また、実作業において重要である定期点検及び整備多頻度作業についても確実に実施できる技術を身につけることを目的とする。

【3年次 一般科目】

コンプライアンス2

道路運送車両法を遵守し、整備士として又は整備主任者としての使命を理解する。さらに社会人として必要なマナーについて、名刺交換や電話応対など実践的なスキルを身につける。

環境経営システム

地球環境と車社会の関係を考えながら、将来の整備工場の姿を考えていく。

インターンシップ

整備工場において整備作業を体験し、仕事というものの本質を考え、学校で学ぶ理論と実際の違いを認識する。また、現場での緊張感ある実作業を通じて、様々な作業を体得、習得することにより応用力を養うことを目的とする。

課題研究

3年間で学んだ整備技術・知識で故障探究、定期点検を再確認、更にボデーの修復、ペイントを学び実践で必要となる人材を育成する。

卒業研究

3年間で学んだ知識を更に高めるために各自でテーマを持ち研究を行い、研究結果を社会人としてプレゼンテーションができるように知識レベルを上げる。

特別学習

環境問題に関する応用知識の習得及び二級自動車整備士（総合）国家試験のための対策授業などを行う。

【3年次 専門科目：学科】

メカニク工学3

2年次の復習と、二、三級自動車整備士（総合）学科試験過去計算問題の考え方、解き方を重点に解説を行い、応用問題にも対応できるようにする。

整備エンジン2

ガソリン及びLPG電子制御式燃料噴射装置、ジーゼル・コモンレール式高圧燃料噴射装置の制御システムや排気ガス処理対策について理解を深め、エンジン故障探究法を学ぶ。

保安基準 2

道路運送車両法の保安基準と自動車の検査方法を理解し、お客様に整備の内容を説明することができ信頼されるエンジニアとしての技術的知識を学び、その他公害の防止、不正改造の防止につとめ自動車の安全性を確保することを習得する。

整備総合

3年間の総まとめとして、エンジン、シャシ、電装、その他の部門について、構造、作動及びその整備方法を復習することにより、二級自動車整備士（総合）に必要な知識を確実に身につける。

【3年次 専門科目：実習】

整備総合実習

これまでの実習を通して得た技術を更に高める為、新機構や特殊機構についての知識及び整備技術を習得する。また、実作業において重要である定期点検及び整備多頻度作業についても確実に実施できる技術を身につけることを目的とする。

7. 学生生活

(1) 学生心得

学則第35条にもとづき、学生の遵守すべき事項を以下に定める。

この心得は、本校の教育環境の向上と秩序維持を目的としており、学生が短期間の在学中に高度の知識・技術を習得し、併せて社会人、職業人としての自立のために必要な教養、マナーの習得について、基礎となる行動基準を示すものである。

① 学生の責務

常に学生の本分をわきまえて行動し、相互に協力して明朗、円滑な校内自治生活を営み、心身共に健全で有能な社会人を目指し、修学、教養の練磨に努力しなければならない。

- ア) 教場は、知識、技術の習得と共に人間練成の場であるため、欠席・遅刻・早退等のないよう積極的な態度で臨まなければならない
- イ) 授業の開始、終了時には、立礼を行うこと
- ウ) 学習時間は静粛にし、積極的な態度で専心学習に努めること
- エ) 教師の許可を得ないで、教場から退席してはならない
- オ) 学校施設、設備等は丁寧に取扱い、電気、水道その他を浪費しないこと
- カ) 欠席・遅刻・早退をする場合は、事前に担任まで届け出ること
- キ) 学生への面会、電話連絡の取りつぎは、原則として行わない

② 礼儀

礼儀は、親睦、敬愛の心の表れであって、集団生活を円滑に営む上に不可欠なものである。教職員、来客に対するあいさつ、学生相互間のあいさつを日頃から心がけ積極的に実行することにより、間近な実社会生活に備えての礼儀やマナーを十分体得して、習慣化させ、社会生活への適応が自然に行なえるようにすることが肝要である。

③ みだしなみ

実社会においては、あらゆる場面で、着衣、装飾等、みだしなみに気を遣うことは当然のことである。集団生活の中で不快感、違和感などを与えないように気配りし、来客など、外部の方にも悪い印象を与えることのないよう、みだしなみに配慮することが肝要である。

- ア) 常に清潔、簡素な服装を整えること
- イ) 学生は、登校後すみやかに実習服に着替え、学校にいる間は原則として実習服を着用していること
- ウ) 体育授業又はマナー教育授業の際は、所定の衣服を着用のこと
- エ) 頭髪は短めで常に清潔に保ち、品位を損なわないこと

④ 喫煙

- ア) 学校敷地内は全面禁煙とする
- イ) 喫煙できる者（20歳以上の者）についても、登下校中の喫煙は禁止する

⑤ アルバイト

アルバイトは健全な学生生活の支障にならぬよう、また、当校の社会的信用を損なうことがないように十分に配慮しなければならない。

⑥ ハラスメント

ハラスメントとは様々な場面での『嫌がらせ、いじめ』を言い、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。以下に一般的なハラスメントの定義を紹介する。

- ・セクシュアル・ハラスメントとは、本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指す。
- ・アカデミック・ハラスメントとは研究教育の場における権力を利用した嫌がらせである。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれる。
- ・パワー・ハラスメントとは同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

あなたがこのような行為で不快に感じたり、断ったのに相手が聞き入れなかったり、断ったら学業成績、学生としての諸活動の円滑な遂行、就職や身体的安全に影響があるのではないかと感じている時には、相談員に相談してください。また、あなたの信頼できる友人に被害を率直に訴え、その協力を得て解決の方法を見出すことも必要です。

安心して相談をし、被害を訴えることのできる相談担当者は次のとおりです。

相談にあたっては相談者のプライバシーおよび相談内容の秘密は厳格に守ります。

相談担当者 教務課長

＊ 直接相談しやすい職員に相談しても結構です。

⑦ 情報倫理

情報倫理とは、ITを利用するときの行動規範である。ITが社会に広く普及している現在、SNS等への投稿により、反社会的情報の流布や個人情報及び著作権等を侵害しないよう、情報化社会において他人に迷惑をかけないためのモラルであり、基本的なルールである。

当校においても、下記項目に該当する行為は懲戒の対象となる。

- ア) 名誉棄損、人権侵害、誹謗中傷に関する行為
- イ) 公序良俗に反する行為
- ウ) 個人のプライバシー及び肖像権を侵害する行為
- エ) 担当職員の承諾を得ず、無断で授業（演習や実習を含む）を録音・撮影する行為及び無断で録音・撮影された音声・画像・動画の情報発信を行う行為
- オ) その他法令又は社会的通念に反する情報発信

⑧ その他

- ア) 火災予防及び作業中の事故防止に留意すること
- イ) 学生への緊急連絡はGoogleのクラスルームを利用して行うので通知に注意すること
- ウ) 学内において物品の紛失又は盗難が生じた場合は、速やかに担任へ届け出ること

- また、学内において物品を拾得した場合は担当職員、または、職員室へ届けること
- エ) 次の事項については、願い出て許可を受けなければならない
- a 学内での集会、文書の掲示、配布、出版を行うとき
 - b 金品を集めるとき
 - c 世論調査を行うとき
 - d 学外の団体に加盟したり集会に参加したりするとき

(2) 通学方法、駐輪場等

自転車及び原動機付自転車での通学に関しては、交通事故防止、周辺地域住民への影響及び施設等の関係で、下記条件を満たす場合に限り許可する。

- ① 自転車
 - ア) 通学車両は指定場所に駐輪すること
 - イ) 自転車損害賠償保険に加入すること
- ② 原動機付自転車
 - ア) 別に定める「原付許可規定」の条件を満たすこと
 - イ) 通学車両許可願いに必要事項を記入して届け出て、許可ステッカーを貼付すること
 - ウ) 通学車両は指定場所に駐輪すること

(3) 学生の懲戒

- ① 本校では、社会的にも処罰の対象となる下記の項目について、特に四悪と称し、事実関係がある場合には事情を確認し、即刻自宅待機をさせ相当なる処罰を命ずる。
 - ア) 暴力行為
 - イ) 窃盗及び故意による器物破壊
 - ウ) 車両の違法改造、及びその運転又は同乗
 - エ) 重大または悪質な交通違反
- ② 学則に違反し、学生の本分に反する行為をした者には、その軽重により次の懲戒を行なう。
 - ア) 校長訓戒
 - イ) 謹慎
 - ウ) 停学
 - エ) 退学
- ③ 次の各号の一に該当する者は、退学させることができる。
 - ア) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - イ) 学力劣等で成業の見込のないと認められる者
 - ウ) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - エ) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

(4) 学生自治会およびその活動

本校では、学生による自治会活動を積極的に推進している。さらに学生相互の親睦、及び教職員等とのコミュニケーションを図り、有意義で充実した学生生活が送られるように後援会も支援している。

① 自治会組織

本校の自治会の組織構成は次のとおりとする。

自治会長 1名

本部役員 複数名

クラス役員 各クラス2名

② 活動内容

ア) 自治会本部：活動全般の立案と運営

学園祭、イベント等の運営、環境活動、

清掃ボランティアへの参加、募金活動、他イベントの企画

なお、本部役員については、在籍学年は問わない

イ) クラス役員：自治活動の運営支援とクラス学生へ自治会活動への参加を呼びかける

③ クラブ活動

クラブ規約に則り認定クラブを置くことができる。

【クラブ規約 抜粋】

1. 設定の基準について

- (1) 教育的見地により人間形成を目的とするものであること
- (2) 学校の発展に寄与するものであること
- (3) 本校の全学生を組織の対象とし、単一の学科学年に片寄らないこと
- (4) 計画的、かつ定期的な活動であること
- (5) 効果的な活動に必要な相当数(おおむね10名)以上の部員を有すること
- (6) 課外活動を目的として組織されていること
- (7) 活動が継続性を有していること
- (8) 一人以上の教職員が顧問および副顧問としてつき、教員との交流が円滑に行われ、また活動について指導助言が行なわれていること
- (9) サークルとして、1年以上の活動歴を有していること
- (10) 組織は、本校の名称を冠して学外の活動を行うこと

2. 認 定

- (1) クラブ等の認定については、学生自治担当の審査を経て運営委員会に図り、校長が認定する
- (2) 前項のすべての条件を満たす団体を「クラブ」(部)として認定する
- (3) 前項の条件を欠く場合は、「サークル」(同好会)として認定することができる

3. 認定の効果

- (1) 本校の施設設備の使用、用具の貸与等について、クラブを優先する
- (2) クラブには、予算を付与する
- (3) サークルには、予算を付与しないが、審査を経て認められた場合は予算予備費より付与する場合もある

4. クラブおよびサークルの活動について

- (1) 活動は計画的に行い、別に定める活動計画書および実施報告書を提示すること
- (2) 以下の場合は活動計画書とは別に事前(おおむね1月前まで)に起案文書により、校長の承認を受ける必要がある
 - ・ 授業への影響がある場合
 - ・ 宿泊を伴うもの
 - ・ 多額のクラブ予算の使用がある場合
- (3) 活動による学生の欠席、欠課については、校長が公的な大会等への参加と認めた場合について公欠扱いとする

5. その他

- (1) 在校生が入部できるクラブ数は、原則として2つまでとする
- (2) クラブ活動は、学生の自主的活動であるが、不慮の事故等に備え損害保険等へ加入する

(5) 学生証(身分証明書)

- ① 学生証は、当校の学生であることを証明するものであるから、常に携帯し、教職員の求めに応じて提示しなければならない。
- ② 通学定期券や学割乗車券の購入・利用の際は、この証明書の提示が必要である。
- ③ この証明書の記載事項に変更を生じた場合は、速やかに届け出ること。
- ④ この証明書の改ざん、他人への貸与、譲渡はしてはならない。
- ⑤ この証明書を紛失したり、盗難等に遭わぬよう、保管には十分注意しなければならない。
- ⑥ 退学等により学籍を失った場合は、速やかに返納しなければならない。

(6) 届け出事項

- ① 学生は、入学時に、学生および父母等の住所等を届け出るものとする。
- ② 学生又は父母等の住所等に異動を生じた場合は、その都度、ただちに届け出ること。

(7) 施設の利用

- ① 学生は、校舎、学内施設、教具、教材等を大切に取り扱い、特別に使用する場合は許可を受けなければならない。
- ② 使用後は必ず清掃、手入れ、整理整頓及び安全確認を行うこと。
- ③ 異常を認めたときは、ただちに教職員に連絡すること。
- ④ 故意または重大な過失により、破損・紛失した場合は、弁償しなければならない。
- ⑤ 常に校内の美化・保全に努めること。
- ⑥ 無料職業紹介所については、別に定める。

(8) 下宿費用補助制度

現住所からの通学が困難なため浜松市内にアパート等居住用物件を別に契約し、自らが居住することで通学状況の改善を図り学業に専念することを希望する学生を補助し支援するものである。(国際オートメカニク科を除く)

(9) 保健

学生生活の基礎をなすものは健康である。あらゆる機会と施設を活用して、常に体力増強・健康保持に努めると共に、不注意・不摂生により心身を損なうことのないように注意する。

- ① 年度初めに、新入生全員の定期健康診断を実施する。
- ② 学内での怪我や病気に備え保健室を設け、応急処置用の薬品等を常備する。
- ③ 学生が、正課中、休憩時間中、学校行事中及び課外活動中の事故により傷害を被った場合に備え、専修学校各種学校学生生徒災害傷害保険に加入する。

(10) 奨学金制度

- ① 日本学生支援機構奨学金

「健康で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学が困難と認められる」学生は、日本学生支援機構奨学金の給付又は貸与を受けることができる。(選考あり)
詳しくは「入学に関する諸連絡」を参照のこと。

(11) 授業料等納入方法

納付方法、納付金額等については「入学に関する諸連絡」を参照のこと。
授業料が滞納となった場合には、出席停止措置となる。

(12) 各種証明書等

① 下記の証明書等は、『自動証明機』にて発行する。

名 称	手数料	名 称	手数料
在 学 証 明 書	300	卒 業 見 込 証 明 書	300
卒 業 証 明 書	300	成 績 証 明 書	300
通 学 証 明 書	0		

② 下記の願書、届書は、**担任（補講願については科目担当）**に提出する。

名 称	手数料	名 称	手数料
学生証再発行願	1,000	補 講 願	
退 学 ・ 休 学 願		追 試 験 願	
復 学 願		欠席・遅刻・早退届	
転学科・転コース願		住所氏名等変更届	
原付車通学許可願		自動車等乗り入れ許可申請	

(13) 学費用クレジットローンについて

(株) オリエントコーポレーションと提携した教育ローン有り。

(問い合わせ先：) 担任、事務室

8. 進路指導

本校卒業生の進路は、大部分の学生が自動車整備業界及び自動車関連業界へ進み、進学希望の学生は本校自動車システム工学科3年次編入学や静岡工科自動車大学校ボディエンジニア専攻科への進学又は大学編入学を選択することになる。

(1) 就職指導

本校の就職指導は、職業安定法第33条の2および同法施行規則第25条の2の規定にもとづき厚生労働大臣に無料職業紹介所の届け出を行い、正規の資格のもとに行われている。

本校無料職業紹介所では、職業指導の基本方針、対策、情報収集、求人開拓のための企業訪問等を積極的に展開し、各地の職業安定所と綿密な連携を保ちながら多数の求人獲得に努力している。

その結果となる情報は電子求人システム（Career Map）に掲載され、就職を希望する本校の学生が自らのスマートフォンやPCにより、求人情報等を閲覧することができる。

自動車関連業界は少子高齢化や若者の自動車離れの影響で、売り手市場と言われているが、一方で企業はコミュニケーション能力や人間力に秀でた学生を厳選採用する傾向が強まっている。このようなニーズに対応して、本校では学生各人の希望・個性を最大限尊重しつつ、かつ習得した多くの知識、豊富な技能を十分に発揮できる職場・職種に就くことを目標に、責任をもって就職指導を行っている。

就職は学生諸君にとって重大な契機、新しい人生への出発点であることはもちろん、卒業後、自己啓発を図り、自己実現を達成する場、ひいては社会に奉仕、貢献する場として重要な意味をもっている。

このようなことを十分認識したうえで、学生個々が本校に入学した目的・動機を再確認し、自分の最終目的は何であるかを明確に把握して、日常の勉学、各種資格の取得、規律ある日常生活、やがて直面する就職試験に対する準備など怠ることなく邁進されることを切望する。

(2) 就職活動の流れ

- 6月 ・電子求人システム (Career Map) 登録
 (8月) 夏の企業見学会 (任意参加)
- 10月 ・求職票を提出
 進学希望者は進学届を、就職希望者は指定の求職票を提出する
- ・就職活動始動 (各企業の特徴を学ぶ)
 国内自動車メーカー各社の特徴を学ぶ
- 11月 ・企業ガイダンス
 自動車ディーラー等をお招きして各社の特徴を知る
- 12月～ ・企業訪問
 希望企業を訪問し各社の説明を聞き、工場等を自分の目で見て確かめる
- 2月15日～ ・採用試験
 希望する企業の採用試験を受験する
- ・採用内定
 内定通知をいただいたところで就職活動は終了

① 学内ガイダンス

就職指導日程、求職手続き等の説明、就職に対する準備・心構えなどのガイダンス

② 就職希望調査

学生各自の希望する業種や職種、勤務地、形態 (学校斡旋、自己就職等の別) を把握する。

③ 個人面談

就職希望調査に基づき個人面接を行い、意思・希望を再確認し問題点を調査する。

④ 求職票 (運転免許証のコピーを添付) の提出

求職の申し込み。意志・希望を明確にした上で、無料職業紹介所に対して提出する。

⑤ 求人票公開

電子求人システムによる求人票の閲覧開始

⑥ 企業ガイダンス

主として求人のあった企業より人事担当者を本校に招き、学生と企業側との接点を得るための会社説明会である。

直接人事担当者より会社及び仕事の概要・待遇などを伺い、企業に対する認識を高める場であるとともに、企業に対して自分自身をアピールする場でもあるので、事前によく研究して、積極的な姿勢で臨むこと。

⑦ 企業訪問

志望する企業について求人票やパンフレット等で知ることが出来ない職場の雰囲気や会社の素顔を自分の目で確かめることが必要である。無料職業紹介所を仲介として積極的に行うこと。

⑧ 採用試験

求人票、企業訪問により各自、希望・能力・適性等を考慮した上で受験企業を選定し、必要書類を添付のうえ企業に応募する。

※ 必要書類

- イ. 履歴書（電子求人システム又は手書き）
- ロ. 成績証明書
- ハ. 卒業見込証明書（出席及び成績の不良者には発行できない場合がある）
- ニ. 健康診断書
- ホ. 就職同意書（父母等の了解を得るため）
- ヘ. 学校長推薦書（必要に応じ出席及び成績優秀者に対し発行）
- ト. その他企業が指定した書類

応募申込み後、試験日程等の諸連絡は学校宛、本人宛など様々であるため、学校側との連絡を怠らないこと。

9. 後援会

専門学校浜松工科自動車大学校の振興を図り、近代的技術者を育成するため、物心両面より協力、援助、後援することを目的に、在学生の父母等により組織され運営されている。

主な活動は、① 学校の施設・設備の充実に対する援助

② 教育及び研究に関する後援

③ 学生の自治活動およびクラブ活動に対する後援
等である。

会費は、年額 18,000 円を一括して、第 1 期納付金に含め納入する。

10. 同窓会

卒業生相互の親睦を図るとともに母校の発展に寄与することを目的として、同窓会を組織、運営する。学生は卒業時に入会金 3,000 円を納入し、入会する。

11. 地震及び地震情報に対する学校の対応

1 地震発生時の教育活動の実施基準

状 況			基 準
地震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則、通常授業 ※震源地、地震の規模、公共交通機関の状態により教育活動中止 ※1
		巨大地震注意	
		巨大地震警戒	☐ 原則、教育活動中止 ※2
		調査終了	☐ 原則、通常授業
	学校が所在する地域で震度 5 強以上の地震が発生したとき		☐ 直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度 5 弱以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

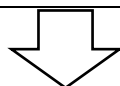
※1 調査中、巨大地震注意の臨時情報で教育活動を中止した場合、その後の情報を収集したうえで教育活動再開についての指示を発出する。

※2 巨大地震警戒が発表されてから 1 週間程度経ったところで、教育活動再開についての指示を発出する。

2 地震発生時の対応

(1) 大規模地震発生時の対応（在校時）

実施項目			実施者									
発生直後の安全確保	☐ 学生に対し明確な指示を出す。 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる <table><tr><td>教室</td><td rowspan="4">頭を守る</td><td>机の下に隠れる（机の脚を持つ）外に飛び出さない</td></tr><tr><td>廊下・階段</td><td>ガラスに注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>実習場</td><td>落下物及び倒壊物に注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>屋外（校舎敷地内）</td><td>校舎から離れ中央で伏せる</td></tr></table>		教室	頭を守る	机の下に隠れる（机の脚を持つ）外に飛び出さない	廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる	実習場	落下物及び倒壊物に注意して中央で伏せる	屋外（校舎敷地内）	校舎から離れ中央で伏せる	授業担当者又はその場にいる職員
	教室	頭を守る	机の下に隠れる（机の脚を持つ）外に飛び出さない									
	廊下・階段		ガラスに注意して中央で伏せる									
	実習場		落下物及び倒壊物に注意して中央で伏せる									
	屋外（校舎敷地内）		校舎から離れ中央で伏せる									
☐ 火気の消火（電源を切り・ガスの元栓を閉める）												
☐ 出入口を確保する。												
避難誘導	☐ 学生に対し明確な指示を出す。 「押さない・走らない・しゃべらない・戻らない」 作業帽子等で頭部を保護する。余計な荷物を持たないで避難する。		授業担当者又はその場にいる職員 点呼、人員状況把握は担任									
	☐ 名簿、ホイッスル等を携行し、学生を一次避難場所（安全な場所）に誘導する。											
	☐ 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。											
	☐ 学生の不安の緩和に努める。											
	☐ 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。											
	☐ 校内にいる人員の状況を把握する（点呼・欠席者・負傷者等）。											
	☐ 2次災害等の危険が予想された場合は直ちに安全な場所に避難する。											



避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

地震緊急避難場所（一次避難地）・・・

浜松市立竜禅寺小学校 中央区龍禅寺町844 053-452-0683

(2) 登下校時又は校外活動中における学生への指導

指導項目	実施者
☐ 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 ☐ バス・電車等では運転手・駅員の指示に従うこと。 ☐ 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 ☐ 流言等の不正確な情報に惑わされず行動すること。	☐ 教務課長等 ↓ 担任

(3) 休校日、放課後及び夜間の安否確認手段

- ・教職員及び学生の安否確認はグーグル・フォームを使い行う。

12. 台風等で警報が発令されたときの対応

気象警報、注意報等発表時の教育活動の実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風大雨 洪水	平常授業	□安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
警 報	暴風	対面授業中止	□午前6時30分の時点で浜松市南部に警報が発表されている場合は午前11時まで自宅で待機。遠隔授業を実施する場合もある。 □午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」。遠隔授業を実施する場合もある。 □午前11時の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	その他 気象警報	平常授業	□安全に登下校できることを確認した上で登校 □市町から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機。
特別 警報	大雨 暴風	対面授業中止	□午前6時30分の時点で浜松市南部に特別警報が発表されている場合は午前11時まで自宅で待機。遠隔授業を実施する場合もある。 □午前11時の時点で特別警報が解除されていない場合は「1日休校」。遠隔授業を実施する場合もある。 □午前11時の時点で特別警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）

※ 自宅待機、対面授業中止等の連絡手段は本校のホームページに掲載して行う。

※ 学校がある浜松市南部に警報が発表されていなくても、学生が居住する地区に警報が発表されている場合は、学校と連絡を取った上で自宅待機とする場合もある。

浜松工科自動車大学校長 様

資格試験関係・学内講習関係・受注車 券売機納付申請書

(一品種につき1枚使用してください)

下記券種の金額を納付しましたので申請いたします。

納付金額			円		
申請者	学生 限定	科学年 クラス	(記入例：E1A)	学籍番号	
	申請者氏名				

(割印なきものは無効とする) ※貼付スペースが不足する場合裏面に貼付すること

シール貼付欄	シール貼付欄
シール貼付欄	シール貼付欄
シール貼付欄	シール貼付欄
シール貼付欄	シール貼付欄

▼以下は事務処理担当者記入欄

券売機払い出日		出金担当	出金理由	月次計上月
年 月 日			締処理・返金対応	年 月分
受注車請求書No		備 考		

原付車通学許可願

年 月 日

ク ラ ス	科 年 クラス 学籍番号		
(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	TEL - -		
緊急連絡先 (下宿生は実家)	TEL - -		

車 名 (メーカー名)		車両 (標識) 番号 (ナンバー)	
車 種 名		排 気 量	c c

担任記入欄

自賠償保険満了日 年 月 日

任意保険満了日 年 月 日

車両点検実施日 年 月 日

マフラー： 純正 社外品 (J M C A 印 あり なし)

社外マフラーの場合は近接排気騒音の測定

d B 車両点検完了



車両写真データの保存及び通学車両データの入力完了



※ この許可願に記入された個人情報、登録通学車両の情報としての用途以外には使用しません。

補 講 願

願 出 年 月 日
科 年 組

学籍番号

氏 名

私は、下記のように欠課しましたので、補講をお願いいたします。

記

科目名 担当教諭

欠 課 日	時 間 数	欠 課 理 由

補 講 実 施 記 録

担当職員 印

補講実施日												
補講時間数												

補 講 内 容 _____

担 任 確 認		記 録 確 認	
---------	--	---------	--

追 試 験 願

年 月 日
科 年 組

学籍番号

氏 名

私は（科目認定・再）試験に、下記の理由により欠席しましたので、追試験の実施をお願いします。

記

1 欠席理由

.....

2 添付資料

.....

3 受験しなかった科目等

科目名

.....

欠課日

年

月

日

.....

担当教員名

.....

追試験日

年

月

日（実施後、科目担当が記入）

.....

.....

教務課長	教 務	科目担当

◎書類の流れ：学生→科目担当→教 務→教務課長→科目担当（保管※）

※追試験実施日を記載し、実績つづりの評価点算出シートに添付し保管すること。

提出日 年 月 日

遅刻・欠席・早退 届

クラス		学籍番号		氏 名	
-----	--	------	--	-----	--

区 分	☐ 遅刻 ☐ 早退 ☐ 欠席 ☐ 公遅刻 ☐ 公早退 ☐ 公欠
月 日	年 月 日 (~ 年 月 日)
時 間	AM・PM 時 分 ※ 時間は未記入（担当教員記入）
理 由	
証 明 書 貼 付 欄	

担当者確認サイン_____

住 所 氏 名 等 変 更 届

年 月 日

専門学校
浜松工科自動車大学校長 様

科 年

学 籍 番 号

ふ り が な
氏 名

以下の理由により変更しましたので報告します。

(例) 引越のため 地番変更のため

※変更した項目を記入（変更しない項目は空欄）

	新	旧
住 所	〒 (自宅 ・ 下宿)	〒 (自宅 ・ 下宿)
氏 名		
電話番号		
父母等氏名		
続 柄		

※通学定期について【 利用なし ・ 変更なし ・ 変更あり(新しい乗車駅:) 】

処 理 ※決裁後、実績綴りの学生マスタ確認票に添付し保管すること。

校 長	総務係長	総務担当	教務課長	教 務	担 任
				学務システム確認	学務システム訂正

この届出用紙に記入された個人データは本校管理データ変更のための用途以外には使用しません。

退学・休学願

令和 年 月 日

専門学校
浜松工科自動車大学校長 様

科 名 科 年
学 籍 番 号
学 生 氏 名 印
保証人(父母等)住所
氏 名 印

私は、このたび下記の理由により退学・休学いたしたいのでご許可
くださるよう保証人（父母等）連署の上お願いいたします。

記

理由

受理年月日

令和 年 月 日

許可年月日

令和 年 月 日

授業料等の精算年月日

令和 年 月 日

校 長	総務係長	総務担当	教務課長	教 務	担 任

※この用紙に記入された個人データは、休・退学手続きのための用途以外には
使用しません。 ※許可書発行後、本願と添付資料は総務課で保管

浜松工科自動車大学校長 様

年 月 日

証 明 書 下 付 願 い

下記のとおり、証明書の発行をお願い致します。

証明書の種類 及び枚数		成績証明書 ^{和文} () 通 卒業証明書 ^{和文} () 通 成績証明書 ^{英文} () 通 卒業証明書 ^{英文} () 通 卒業見込証明書 () 通 在 学 証 明 書 () 通 そ の 他 証 明 書 () 通			
申 請 理 由					
被 証 明 者	学科・学年	科 年 クラス			
	学 籍 番 号				
	ふ り が な (英文発行要)			本 籍	(英文発行の場合記入する。)
	氏 名				
	生 年 月 日	昭 和 年 月 日 生 平 成			
		西 暦 (英字発行の場合) 年 月 日 生			
現 住 所	*在校生は記入不要です。				

<備考欄>

シール添付	シール添付
シール添付	シール添付

(割印なきものは無効とする)

*学校記入欄

発 行 年 月 日	合 計 手 数 料	校 長	総務係長	担当者
年 月 日	円			

*この下付願いに記入された個人データは、証明書を発行する用途以外には使用しません。

*毎月5日までに前月分の下付願いを取りまとめる。

〒430-0925 浜松市中央区寺島町 285-24

学 校 法 人 静 岡 自 動 車 学 園
専門学校

浜 松 工 科 自 動 車 大 学 校

TEL 053-489-5123 FAX 053-489-8900

令和 8年 4月 1日発行